

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成28年度分）報告書



平成29年11月

東京都北区教育委員会



## 目 次

1	教育委員会の活動状況	
(1)	教育委員会のしくみ	1
(2)	教育委員会会議の開催状況	2
(3)	教育委員会の活動状況	8
2	東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	
(1)	趣旨	10
(2)	点検及び評価の実施方法	11
3	「教育大綱・北区教育ビジョン2015」	
(1)	施策展開	13
(2)	点検及び評価シート	16
I	学校教育の充実	17
II	教育環境の向上	25
III	家庭・地域の教育力向上の支援	31
IV	生涯学習の振興	37
(3)	点検及び評価に関する学識経験者の意見	42
4	「北区子ども・子育て支援計画2015」	
(1)	施策展開	46
(2)	点検及び評価シート	48
I	家庭の育てる力を支援	49
II	子育て家庭を支援する地域づくり	55
III	未来を担う人づくり	57
IV	特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	61
V	安心して子育てと仕事ができる環境づくり	63
(3)	点検及び評価に関する学識経験者の意見	67
	<b>【資料】</b>	
	教育委員会事務局組織図	70
	東京都北区教育委員会の権限に属する事務の 管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱	71



# 1 教育委員会の活動状況

## (1) 教育委員会のしくみ

### ア 組織

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき設置されている合議制の執行機関である。

委員会は、教育長及び5人の委員をもって組織され、教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

職名	氏名	任期
教育長	清正浩靖	平成27年 12月 7日 ~ 平成30年 12月 6日
教育長 職務代理者	森岡謙二	平成25年 10月 1日 ~ 平成29年 9月 30日
委員	森下淑子	平成25年 6月 27日 ~ 平成29年 6月 26日
委員	加藤和宣	平成27年 12月 16日 ~ 平成31年 12月 15日
委員	檜垣昌子	平成27年 12月 16日 ~ 平成31年 12月 15日
委員	渡辺敦子	平成28年 12月 1日 ~ 平成32年 11月 30日

(平成29年3月31日現在)

### イ 職務

教育委員会は学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務や、社会教育その他の教育、学術及び文化に関する事務を管理、執行することとなり、合議により職務を遂行する。

### ウ 議決事案

東京都北区教育委員会事務局専決規則第2条第1項に規定された議決事案は次のとおり。(平成29年3月31日現在)

- 1 区教育行政の運営に関する一般方針の確定に関すること。
- 2 事務事業に係る基本的な方針の決定に関すること。
- 3 区立学校及びその他教育機関の設置、廃止及び位置の変更に関すること。
- 4 教育予算その他議会の議決を経るべき事案についての意見の申出に関すること。
- 5 課長又はこれと同等以上の職にある者の任命その他特に重要な人事に関すること。
- 6 区立幼稚園の園長及び副園長の任免、分限及び懲戒に関すること。
- 7 附属機関の構成員の任免に関すること。

- 8 規則、訓令及び特に重要な要綱の制定及び改廃に関する事。
- 9 500万円以上の教育財産の取得の申出に関する事。
- 10 行政財産の公用廃止に関する事。
- 11 教科用図書採択に関する事。
- 12 請願の審査に関する事。
- 13 審議会等に対する諮問に関する事。
- 14 特に重要な告示、公告、公表、通達、申請、照会、回答及び通知に関する事。
- 15 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事。
- 16 特に重要な許可その他の行政処分に関する事。
- 17 重要な情報及び宣伝に関する事。
- 18 重要な審査請求、異議申立て及び訴訟に関する事。
- 19 前各号のほか特に重要又は異例に属する事項に関する事。

## エ 職務権限の特例等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）は、平成28年4月1日から区長が管理し、及び執行することとなった。

また、地方自治法第180条の2の規定に基づき、子育て施策に関する事務等は、平成28年4月1日から教育委員会が区長から委任を受け、又は補助執行することとなった。

## (2) 教育委員会会議の開催状況

### ア 委員会

会議には定例会と臨時会があり、定例会は原則として毎月第2火曜日に、臨時会は必要に応じて開催される。平成28年度は、定例会12回、臨時会11回を開催し、議案76件、報告58件について審議等を行った。

開催月日	委員会名	議案・報告
28. 4. 5	第4回定例会	報20：平成28年度・29年度北区青少年委員の委嘱について 報21：後援・共催事業に関する報告
28. 4. 19	第3回臨時会	報22：後援・共催事業に関する報告 報23：「北区小中一貫校配置検討委員会」の設置について
28. 5. 10	第5回定例会	議53：東京都北区豊島七丁目八番十号に係る教育財産の公用廃止について 報24：後援・共催事業に関する報告

28. 5. 25	第4回臨時会	<p>議 54：平成 28 年度東京都北区一般会計補正予算（第 1 号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 55：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 56：平成 29 年度区立幼稚園園児募集方針について</p> <p>議 57：東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>報 25：児童相談所移管について</p> <p>報 26：後援・共催事業に関する報告</p>
28. 6. 14	第6回定例会	<p>報 27：中里貝塚調査指導委員会の設置について</p> <p>報 28：ブロック別小学校適正配置検討協議会の設置について</p> <p>報 29：後援・共催事業に関する報告</p>
28. 6. 28	第5回臨時会	<p>議 58：東京都北区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 59：東京都北区立学校体育館のスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 60：東京都北区立学校の校庭の夜間におけるスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 61：東京都北区立田端小学校に係る行政財産の使用許可について</p> <p>議 62：東京都北区王子五丁目二番十二号に係る教育財産の公用廃止について</p> <p>議 63：東京都北区立滝野川第六小学校と東京都北区立紅葉小学校の統合校の校名（案）の決定について</p> <p>報 30：省エネ・インセンティブ制度の成果等について（平成 27 年度下半期）</p> <p>報 31：後援・共催事業に関する報告</p>
28. 7. 12	第7回定例会	<p>報 32：田端中学校改築に伴う旧滝野川第七小学校校舎の解体について</p> <p>報 33：稲付中学校改築に伴う稲付中学校校舎の解体について</p> <p>報 34：東京都北区私立幼稚園等の保育料に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>報 35：後援・共催事業に関する報告</p>

28. 7. 26	第 6 回臨時会	議 64：東京都北区立学校の設置について 報 36：「北区基礎・基本の定着度調査」調査結果からの分析について 報 37：後援・共催事業に関する報告
28. 8. 9	第 8 回定例会	議 65：平成 29 年度使用（小学校）教科用図書採択について 議 66：平成 29 年度使用（中学校）教科用図書採択について 議 67：平成 29 年度使用（小中学校特別支援学級）教科用図書採択について 報 38：後援・共催事業に関する報告
28. 8. 25	第 7 回臨時会	議 68：平成 28 年度東京都北区一般会計補正予算（第 2 号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について 議 69：東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について 議 70：東京都北区立滝野川第六小学校の国有地の取得について 議 71：東京都北区立学校の位置変更について 議 72：東京都北区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則 議 73：東京都北区立幼稚園教育管理職の業績評定に関する規則の一部を改正する規則 議 74：東京都北区教育委員会名札着用に関する規程の一部改正 報 39：後援・共催事業に関する報告
28. 9. 12	第 9 回定例会	報 40：第三次北区特別支援教育推進計画の検討について 報 41：平成 29 年度北区放課後子ども総合プランの実施について 報 42：後援・共催事業に関する報告
28. 9. 28	第 8 回臨時会	報 43：区立保育所の新設について 報 44：後援・共催事業に関する報告
28. 10. 25	第 10 回定例会	議 75：通学区域の変更について 議 76：東京都北区立十条台小学校温水プールの指定管理者の指定について 議 77：東京都北区立桐ヶ丘保育園の指定管理者の指定について 議 78：東京都北区立滝野川西保育園の指定管理者の指定について 議 79：東京都北区立東田端保育園の指定管理者の指定について 報 45：北区家庭教育力向上アクションプラン検討委員会報告書について 報 46：後援・共催事業に関する報告



28. 11. 9	第 11 回定例会	<p>議 80：平成 28 年度東京都北区一般会計補正予算（第 3 号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 81：東京都北区立児童館条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 82：平成 27 年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について</p> <p>報 47：北区小中一貫校配置検討委員会報告書について</p> <p>報 48：平成 29 年度北区谷村教育基金活用事業について</p> <p>報 49：平成 28 年度親子きずなづくり事業の実施について</p> <p>報 50：後援・共催事業に関する報告</p>
28. 11. 28	第 9 回臨時会	<p>議 83：東京都北区立王子第一小学校及び東京都北区立豊川小学校に係る行政財産の使用許可について</p> <p>議 84：幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>報 51：平成 29 年度北区校務支援システム再構築業務委託事業者の決定について</p> <p>報 52：生活習慣形成事業の実施について（実施結果）</p> <p>報 53：平成 28 年度東京都北区子どもかがやき顕彰（第 1 回）の表彰について</p> <p>報 54：後援・共催事業に関する報告</p> <p>報 55：学校改築の進捗状況について</p>
28. 12. 13	第 12 回定例会	<p>議 85：幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 86：幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 87：東京都北区立幼稚園の廃止について</p> <p>議 88：東京都北区立豊島東児童館の指定管理者の指定について</p> <p>議 89：東京都北区立十条台児童館の指定管理者の指定について</p> <p>議 90：東京都北区立西ヶ原子どもセンターの指定管理者の指定について</p> <p>報 56：浮間中学校仮移転に伴う旧西浮間小学校増築校舎の解体・建設について</p> <p>報 57：（仮称）東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画に関する実態調査結果と「中間のまとめ」について</p> <p>報 58：後援・共催事業に関する報告</p>

28. 12. 26	第 10 回臨時会	<p>報 59：東京都北区教育委員会共催・後援名義使用承認事務取扱要綱の改正について</p> <p>報 60：平成 28 年度来た KITA オリパラプロジェクトの実施について</p> <p>報 61：後援・共催事業に関する報告</p>
29. 1. 10	第 1 回定例会	<p>議 1：東京都北区立十条台小学校温水プールの指定管理者の指定の取消しについて</p> <p>議 2：北区文化財保護審議会委員を選任する件</p> <p>報 1：平成 29 年成人の日記念式典出席状況</p> <p>報 2：平成 29 年度北区放課後子ども総合プランの委託事業者について</p> <p>報 3：後援・共催事業に関する報告</p>
29. 1. 23	第 1 回臨時会	<p>議 3：東京都北区指定有形民俗文化財「十条富士塚」の現状変更を東京都北区文化財保護審議会に諮問する件</p> <p>議 4：山川城官墓碑を東京都北区文化財保護審議会に諮問する件</p> <p>議 5：滝野川村戸部家文書を東京都北区文化財保護審議会に諮問する件</p> <p>報 4：第三次北区特別支援教育推進計画策定委員会の設置について</p> <p>報 5：後援・共催事業に関する報告</p>
29. 2. 8	第 2 回定例会	<p>議 6：平成 28 年度東京都北区一般会計補正予算（第 4 号）等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 7：幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>報 6：区立図書館における事故に関する和解について</p> <p>報 7：後援・共催事業に関する報告</p> <p>報 8：北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針（案）について</p>
29. 2. 24	第 2 回臨時会	<p>議 8：審査請求に対する裁決について</p> <p>議 9：旧東京都北区立桜田小学校に係る教育財産の取得について</p> <p>報 9：平成 28 年度東京都北区子どもかがやき顕彰「北区かがやき賞（第 2 回）」及び「北区はばたき賞」の表彰について</p> <p>報 10：滝野川保育園における事故に関する和解について</p> <p>報 11：（仮称）北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）（案）について</p> <p>報 12：後援・共催事業に関する報告</p>

29. 3. 8	第3回定例会	<p>報 13：平成 29 年度北区青少年健全育成活動基本方針について</p> <p>報 14：後援・共催事業に関する報告</p>
29. 3. 28	第3回臨時会	<p>議 10：東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則</p> <p>議 11：東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則</p> <p>議 12：東京都北区教育委員会訓令前行署名式及び令達式の一部改正</p> <p>議 13：東京都北区立図書館処務規程の一部改正</p> <p>議 14：東京都北区男女共同参画センター処務規程の一部改正</p> <p>議 15：東京都北区教育委員会事務局専決規則の一部を改正する規則</p> <p>議 16：東京都北区教育未来館処務規則の一部を改正する規則</p> <p>議 17：東京都北区立教育相談所処務規則の一部を改正する規則</p> <p>議 18：東京都北区飛鳥山博物館処務規則の一部を改正する規則</p> <p>議 19：東京都北区子ども家庭支援センター処務規程の一部改正</p> <p>議 20：東京都北区立認定こども園条例施行規則</p> <p>議 21：東京都北区立認定こども園の管理運営に関する規則</p> <p>議 22：東京都北区立認定こども園処務規程</p> <p>議 23：東京都北区教育委員会教育長の権限に属する区立学校等における情報セキュリティポリシーの遵守に係る事務の委任についての一部改正</p> <p>議 24：東京都北区教育委員会名札着用に関する規程の一部改正</p> <p>議 25：東京都北区教育委員会における東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則</p> <p>議 26：幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 27：東京都北区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 28：東京都北区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 29：幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 30：幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 31：東京都北区教育委員会教育長の権限に属する区立学校職</p>

		<p>員の勤務時間等に係る事務の一部委任についての一部改正</p> <p>議 32：東京都北区教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任についての一部改正</p> <p>議 33：学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正</p> <p>議 34：東京都北区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 35：東京都北区立学校体育館のスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 36：「北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）」の策定について</p> <p>議 37：東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について</p> <p>議 38：東京都北区立幼稚園長・副園長の人事について</p> <p>報 15：北区と協力協定を締結している近隣大学生の文化センター利用時の取扱いについて</p> <p>報 16：後援・共催事業に関する報告</p>
--	--	---

## イ 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、区長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、教育目標を共有しながら、連携して教育行政を推進していくため、北区総合教育会議を開催している。

会議は区長と教育委員会で構成し、会議は区長が招集する。

平成28年度は2回開催した。

第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの未来応援～貧困対策の強化～について</li> <li>・東京オリンピック・パラリンピックに向けた北区の取り組みについて</li> </ul>
第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針（案）について</li> <li>・（仮称）東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画について</li> </ul>

## （3）教育委員会の活動状況

### ア 学校訪問

教育委員会では、教育行政の運営に資するために学校を定期的に訪問し、学校教育の現状を把握する機会を設けている。

平成28年度は稲付中学校、滝野川第二小学校及び王子第五小学校の三校を訪問した。

子どもたちの学校生活の現況把握を行うとともに教職員との意見交換を行い、各委員からの意見・要望を直接学校側へ伝えることに意を用いた。

## イ 研究協力校発表会等

学校訪問のほか研究協力校発表会、周年行事、卒業（園）式などの学校（幼稚園）行事へも参加しており、平成28年度に学校・幼稚園へ28回訪問し、教育行政の現状把握に努めるとともに、その成果を踏まえて北区の教育のさらなる進展や全校への波及のために、関係者への激励を行った。

## ウ 学校ファミリーの日

教育委員は、6月、9月、1月と年3回の学校ファミリーの日に各サブファミリー校を訪問し、幼稚園、小学校、中学校の交流・連携活動の進捗状況を確認した。特に、平成24年4月から区立学校全校で開始した学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育を着実に進めるため、授業研究の質を高めるとともに、北区独自の小中一貫教育カリキュラムの活用状況の把握や教職員との意見交換を通じて、保護者・地域への理解・啓発を図るための助言を行った。

## エ P T Aとの教育懇談会

幼稚園、小学校、中学校各P T A連合会との懇談に全委員が参加し、保護者の意見を聞くとともに、各委員の専門的見地から北区の目指す教育について理解を深めてもらう機会ともなった。

## オ 教育委員研修及び視察

教育に関する情報の取得や教育行政の諸課題について理解を深めるため、各種研修、全国市町村教育委員会研究協議会に参加した。平成28年11月の全国協議会は石川県で開催され、文部科学省から国の動向について報告を受けるとともに、学力向上に向けた他の自治体の取組について、相互紹介や協議を行った。また、特別区第2ブロック（荒川区・文京区・台東区・北区）の教育委員協議会に出席し、地域の実情や特性に応じた特色ある教育行政について情報交換を行った。

## カ その他の活動

教職員研修、特別支援学級行事、学校保健大会、各種生涯学習講座など教育委員会の主催行事、後援・共催した社会教育行事などへも45回参加した。文化、芸術、スポーツ、区民講座等の行事にも積極的に参加し、北区教育ビジョン2015の推進・振興に努めた。

## 2 東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

### (1) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、各教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに公表することが義務付けられている。

北区教育委員会においても、事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、課題や今後の改善の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図っている。

また、点検及び評価の結果を議会に報告するとともに公表することで、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図る。

#### 【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## (2) 点検及び評価の実施方法

### ア 対象事業

点検及び評価の対象は、「北区教育ビジョン2015」及び「北区子ども・子育て支援計画2015」の推進計画事業等、教育委員会が取り組む主要な事業の中から選定する。

本年度は新規事業及び重点事業の30事業を選定し、平成28年度の取組について点検及び評価を行った。

### イ 点検及び評価の方法

① 評価対象事業について、「成果」、「有効性」、「効率性」の視点から点検・評価するとともに、課題と問題点を洗い出し、今後の事業実施についての方向性を示した。

② 評価項目及び評価視点

評価項目	評価視点
成果	計画どおりに事業が執行され成果をあげられたか
有効性	計画達成に向けた有効な取組となっていたか
効率性	適切な手法・手段により事業が実施されたか

③ 評語の定義

評語	内容
A	計画通り順調に実施されており、さらに拡充していく
B	概ね順調に実施されている
C	課題があるため、見直しが必要

### ウ 学識経験者の知見の活用

施策の取組状況等を取りまとめ、教育に関する学識経験者から意見聴取を行ったうえで、教育委員会において点検及び評価を行う。

本年度については、東京福祉大学 山本 豊 教授及び國學院大學 神長美津子 教授からご意見をいただいた。

### エ 議会報告、公表

教育委員会において点検及び評価を行った後、その結果を区議会へ報告するとともに、区ホームページに掲載して区民に公表する。

(白紙)



### 3 「教育大綱・教育ビジョン2015」

#### (1) 施策展開

## 教育目標

「教育先進都市・北区」の教育は、教育基本法に則り、人間尊重の精神を基調とする。地域社会の一員としての自覚のもと、ふるさと北区に誇りをもち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献することのできる、心身ともに健康で文化的な資質をもつ人間を育成することを目指す。

(平成22年1月28日北区教育委員会決定)

#### 「教育先進都市・北区」の教育目標を実現するための3つの視点



#### 施策の展開の5つの柱と取組の方向

##### I 学校教育の充実

1. 0歳からの育ち・学びを支える
2. 確かな学力を保証する
3. 豊かな心を育む
4. 健やかな体を育てる
5. 個に応じた教育を推進する
6. グローバル社会で活躍できる子どもを育てる

##### II 教育環境の向上

7. 学校の教育力・経営力を高める
8. 安全・安心な教育環境を整備する
9. 豊かな教育環境を整備する

##### III 家庭・地域の教育力向上の支援

10. 家庭の教育力の向上を支援する
11. 地域の教育力の向上を支援する

##### IV 生涯学習の振興

12. 一人ひとりの主体的な学びを支援する
13. 文化・芸術活動を振興する

##### V スポーツの推進

14. スポーツ参加機会を拡充する
15. スポーツ活動の充実を図る

## 施策展開の5つの柱と取組の方向および重点施策

《5つの柱》	《取組の方向》	《重点施策》	
I 学校教育の充実	◆ 0歳からの育ち・学びを支える 1	◆(1)地域と一体となった教育の推進 (2)就学前教育・保育の充実 ◆(3)将来を見据えた小中一貫教育の推進	➔
	2 確かな学力を保证する	(4)基礎的な知識及び技能の確実な定着 (5)思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成 ◆(6)学校図書館の充実による読書活動の推進	➔
	3 豊かな心を育む	(7)心の教育・道徳教育の推進 (8)体験活動の充実 ◆(9)いじめの根絶	➔
	4 健やかな体を育てる	(10)体力の向上 (11)保健指導・食育の推進	➔
	5 個に応じた教育を推進する	◆(12)個に応じたきめ細かな指導 (13)特別支援教育の推進 ◆(14)不登校の防止 ◆(15)部活動の充実	➔
	◆ グローバル社会で活躍できる子どもを育てる 6	◆(16)ふるさと北区への愛着を育む事業の推進 ◆(17)命を守る・救える人材の育成 ◆(18)科学技術を社会に活かす人材の育成 ◆(19)情報活用能力の育成 ◆(20)国際理解教育の推進 (21)社会の変化に対応できる力の育成	➔
II 教育環境の向上	◆ 学校の教育力・経営力を高める 7	◆(22)教員の指導力の向上・体罰の根絶 ◆(23)教員の指導環境の充実 ◆(24)学校の経営力の強化	➔
	8 安全・安心な教育環境を整備する	◆(25)学校改築・リフレッシュ改修の実施 (26)安心して学べる環境づくり ◆(27)教育相談体制の充実	➔
	◆ 豊かな教育環境を整備する 9	(28)区立小学校の適正配置の推進 ◆(29)ICT環境の整備 ◆(30)地球環境に配慮した学校施設整備 ◆(31)高校・大学との連携 ◆(32)企業・NPO等との連携	➔
III 家庭教育・地域の教育力向上の支援	◆ 家庭教育力の向上を支援する 10	(33)子どもの読書活動の充実 (34)教育情報の発信 (35)家庭教育に関する講座等学習機会の充実	➔
	◆ 地域の教育力の向上を支援する 11	(36)学校と地域の連携 (37)人材の育成・活用 ◆(38)青少年団体および指導者への支援 ◆(39)サークル・団体活動への支援	➔
IV 生涯学習の振興	◆ 一人ひとりの主体的な学びを支援する 12	(40)学習機会の拡充 (41)身近な学習の場の整備 (42)学習情報提供、相談体制の充実 (43)区民との協働による図書館事業の推進	➔
	◆ 文化・芸術活動を振興する 13	◆(44)ふるさと北区への愛着を深める事業の推進 (45)文化財の保護・活用と保存・継承 (46)魅力的な文化・芸術活動の推進	➔
V スポーツの推進	◆ スポーツ参加機会を拡充する 14	◆(47)生涯を通じた健康・体力づくりの推進 ◆(48)身近なスポーツ環境の整備	➔
	◆ スポーツ活動の充実を図る 15	◆(49)ヨウカトルニョウ センターなど関係機関・団体との連携 ◆(50)パラリンピックへ向けた障害者スポーツの普及啓発	➔

## 重点施策に基づく具体的な推進計画

### ＜推進計画＞

◆1) サブファミリーによる特色ある教育の推進 2) きらきら0年生応援プロジェクト 3) 「子どもたちの育つ姿（家庭版）」の作成・配布 ◆4) 区立認定こども園の整備 ◆5) 子どもセンターへの移行促進 ◆6) 教育委員会事務局と子ども家庭部との組織再編の検討 7) 小中一貫教育の推進 8) 「小中一貫教育カリキュラム」の活用 ◆9) 小中一貫校の検討

◆10) 学力向上サポートチームによる学習支援・つますきゼロプランの実施 11) 学力パワーアップ事業 ◆12) 中学校スクラム・サポート事業及び学力フォローアップ教室 ◆13) 夢サポート事業 14) 言語活動の充実 15) 魅力ある学校図書館づくり事業 16) 学校図書館支援

17) 人権教育の充実 18) 道徳教育の充実 19) 自然体験活動の充実 20) 社会体験活動の充実 21) 北区社会福祉協議会との連携 ◆22) 北区いじめ防止条例の周知・徹底 23) 北区サポートチーム 24) いじめ相談ミニレター 25) Q-Uの実施

26) 体育・健康に関する指導の充実 27) 学校保健の充実 ◆28) 全小・中学校共通記録会 29) キッズアスレティックスの推進 30) 学校教育における食育の推進 ◆31) 「給食から学ぶ食事の力」プロジェクト

32) 日本語適応指導教室 ◆33) 特別支援教育システムの充実 34) 保育園・幼稚園・療育機関等との連携による就学児支援 ◆35) LD（学習障害）児への指導の充実 36) 副籍制度の推進 ◆37) 特別支援教室の推進 38) 不登校対策の充実 39) 学校と家庭の連携推進事業の充実 40) 新設部活動の支援 41) 部活動指導員への地域人材の活用

◆42) ふるさと北区への愛着を育む事業 43) 小・中学校と飛鳥山博物館の連携 44) 防災・安全教育の充実 45) 中学生地域防災力向上プロジェクト 46) 子ども防災プロジェクト 47) 科学環境スクール 48) 理科大好きプロジェクト 49) スーパーサイエンススクール 50) 理科教育備品の整備 51) CST・理科教育推進教師の活用 ◆52) 海育科（海洋教育）の推進 53) 情報教育の充実 54) 新聞大好きプロジェクト ◆55) 国際理解教育の推進 56) イングリッシュ・サマーキャンプ 57) 中学校生徒海外交流事業 58) 英語が使える北区人事業 59) 環境教育の充実 60) キャリア教育の充実

61) 指導力向上を目指した各種研修の充実 62) 教育アドバイザーの活用 63) 部活動指導者の育成 64) 校務支援システムの推進 65) 学校評議員等による学校評価の充実 66) コミュニティ・スクールの推進

67) 学校の改築 68) リフレッシュ改修工事の推進 69) 通学路等の防犯カメラの設置 70) トイレの洋式化 71) 特別教室への空調機導入 72) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 73) (仮称) 教育総合センターの設置 ◆74) (仮称) 子どもプラザの整備

75) 区立小学校の適正配置の推進 ◆76) ICTを活用した教育の充実 77) エコスクールの整備 78) 駅伝交流事業 79) 往還型教育実習 80) 教職実践演習 81) 大学図書館との連携

82) ブックスタート 83) ブックスタートフォローアップ 84) 3歳児絵本プレゼント 85) おはなし会等の充実 ◆86) 子育て情報支援サービスの充実 87) 教育広報紙「くおん」の発行 88) 子育て応援サイトの構築・運用 89) PTA活動支援 ◆90) 家庭教育力向上プログラム 91) 家庭教育学級

92) 地域交流活動支援 93) 学校公開講座 ◆94) 学校施設の多機能化 ◆95) 学校施設の地域開放 96) 学校支援ボランティア活動推進事業 97) 放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進 98) 青少年委員活動の充実 ◆99) ティーンズ・センターへの移行促進 100) 青少年団体指導者講習会 101) ジュニアリーダー研修会 102) シニアリーダー研修会 103) 生涯学習講座支援事業 104) 社会教育団体への支援

105) 区民大学 106) あすか教室 107) ことぶき大学 108) 高齢者の学習支援の充実 109) 文化センターの充実 110) 飛鳥山博物館の利用促進 111) 子育て情報支援室保育事業 112) 生涯学習情報提供の充実 113) 学習相談体制の充実 114) 区民とともに歩む図書館委員会の運営 115) 北区図書館活動区民の会との協働による事業実施

116) 北区の部屋事業 117) 文化財を活用したふるさと学習事業 118) 飛鳥山博物館の講座・企画展の充実 ◆119) 「史跡のまち・北区」のPR 120) 継承者の育成支援 121) 文化・スポーツ等優良児童生徒表彰 122) 北区文化振興財団との連携 123) 北区の文化・芸術に触れる事業の開催

124) 北区体育協会との連携 125) シルバースポーツウィーク事業 126) スポーツ推進委員活動の充実 ◆127) 総合型地域スポーツクラブの設立 128) (仮称) 赤羽体育館の建設 129) 桐ヶ丘体育館の改築 ◆130) 「ランニングステーション」機能の提供 ◆131) 東京オリンピック・パラリンピックに向けたバリアフリー整備

◆132) 「トップアスリートのまち・北区」PRプロジェクト 133) トップアスリート直伝教室 134) 北区スポーツコンダクター事業の充実 ◆135) 2020チャレンジアカデミー（フェンシング） 136) 東京オリンピック・パラリンピックボランティア育成事業 137) 障害者スポーツ交流イベント 138) 障害者スポーツの理解促進事業 139) 東京都障害者総合スポーツセンターとの連携 ◆140) 2020チャレンジアカデミー（車いすフェンシング）

## (2) 点検及び評価シート

I 学校教育の充実	評価	掲載頁
4 区立認定こども園の整備	A	18
9 小中一貫校の検討	A	19
12 中学校スクラム・サポート事業及び学力フォローアップ教室	B	20
16 学校図書館支援	A	21
22 北区いじめ防止条例の周知・徹底	B	22
37 特別支援教室の推進	A	23
58 英語が使える北区人事業	B	24
II 教育環境の向上	評価	掲載頁
67 学校の改築	A	26
68 リフレッシュ改修工事の推進	A	27
72 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	A	28
75 区立小学校の適正配置の推進	A	29
76 ICTを活用した教育の充実	A	30
III 家庭・地域の教育力向上の支援	評価	掲載頁
90 家庭教育力向上プログラム	A	32
95 学校施設の地域開放	C	34
96 学校支援ボランティア活動推進事業	B	35
IV 生涯学習の振興	評価	掲載頁
116 北区の部屋事業	A	38
117 文化財を活用したふるさと学習事業	A	40
119 「史跡のまち・北区」のPR	B	41

## I 学校教育の充実

学校教育の使命は未来を担う人づくりです。まず、何よりも、子どもたちの確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育むことが重要です。北区の特色である学校ファミリーを基盤として、就学前教育とともに義務教育9年間を通した小中一貫教育をさらに充実させ、学習での「つまずき」の解消を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となって特色ある教育を推進します。

また、豊かな心の育成に向けて、人権教育や道徳教育、体験活動の充実を図るとともに、北区いじめ防止条例を踏まえた、いじめの早期発見と解消に努め、その根絶を目指します。

食育や学校保健の充実を図るとともに、子どもたちの体力・運動能力の向上を図る施策の充実に努めます。

特別な支援を必要とする児童・生徒や帰国子女、外国人児童・生徒、不登校児童・生徒等について、個に応じたきめ細やかな教育の充実に努めます。

グローバル化が進むこれからの時代をたくましく生き抜き、社会に貢献できる人材を育成するために、子どもたちの語学力・コミュニケーション能力、幅広い視野、論理的思考力等の資質や能力を育みます。

### 【取組の方向】

- 1 「0歳からの育ち・学びを支える」
- 2 「確かな学力を保証する」
- 3 「豊かな心を育む」
- 4 「健やかな体を育てる」
- 5 「個に応じた教育を推進する」
- 6 「グローバル社会で活躍できる子どもを育てる」

取組の方向	1 0歳からの育ち・学びを支える
重点施策	2 就学前教育・保育の充実
推進計画	4 <b>区立認定こども園の整備</b>

教育振興部 学校支援課

<概要・実績（平成28年度）>

平成29年4月に区立さくらだ幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行し、区立さくらだこども園として開設する。そのための準備として、給食提供のための施設整備や運営に関する検討、条例規則等の整備、システム改修や職員研修など開設に向けた準備を行った。



<評価の視点>

① 成 果

園内に給食配膳施設を設置し、また、開園に向けた勤務体制（非常勤の雇用等）を整え、園の運営が滞らないように進められた。

② 有 効 性

保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の子どもが教育・保育を受けられる。また、待機児童の解消にも効果があった。

③ 効 率 性

就学前の子どもに対する教育・保育の一体的な提供が可能となった。保護者の方に、認定こども園という選択肢を提供することにより、保護者の多様なニーズに柔軟に 대응することができるようになった。

<今後の課題・方向性>

開設された区立認定こども園の運営を検証し、今後の区立幼稚園から区立認定こども園への移行について検討する。

総合評価

**A**

取組の方向	1 0歳からの育ち・学びを支える
重点施策	3 将来を見据えた小中一貫教育の推進
推進計画	9 <b>小中一貫校の検討</b>

教育振興部 教育政策課

<概要・実績（平成28年度）>

平成27年度に、学識経験者を含めた「北区小中一貫校設置検討委員会」を設置し、施設一体型小中一貫校の設置について、基本的な考え方を整理し、報告書にまとめた。

平成28年度には、上記の報告書を踏まえ、関係部署の部課長による「北区小中一貫校配置検討委員会」を設置し、学識経験者2名のアドバイスを受けながら対象校の選定等具体的な検討を行い、報告書にまとめた。また、平成28年度第2回総合教育会議においては、施設一体型小中一貫校設置基本方針についての協議を行った。

<評価の視点>

①成 果

対象校の選定等具体的な検討を行い、11月に「北区小中一貫校配置検討委員会報告書」を作成するとともに、2月には「北区施設一体型小中一貫校基本方針」を策定した。

②有 効 性

対象校の選定等具体的な検討を行い、神谷中サブファミリー内に施設一体型小中一貫校を設置する構想をまとめた。

③効 率 性

施設一体型小中一貫校の設置に向けて、要所要所で学識経験者の意見を入れながら段階的に検討を行ってきており、事業は滞りなく進んでいる。

<今後の課題・方向性>

平成29年度は、地域住民やPTA向けの説明会を開催し、小中一貫校設置に向けた周知を行い理解を得るとともに、神谷中サブファミリー内の町会・自治会、青少年地区委員会、学校、PTA等の意見を十分に踏まえるため、「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会」を設置し、全体構想を策定する。

総合評価

A

取組の方向	2 確かな学力を保障する
重点施策	4 基礎的な知識及び技能の確実な定着
推進計画	12 中学校スクラムサポート事業及び学力フォローアップ教室

教育振興部 教育指導課

<概要・実績（平成28年度）>

平成27年度より、学力フォローアップ教室をモデル校で実施し、小学校3・4年生を対象に週1回放課後、学力フォローアップ非常勤講師を配置し、学習のつまずきの解消を図っている。また、家庭学習アドバイザーが、中学校生徒に個別指導を行い、生徒の学習習慣の定着や学習意欲の向上を図っている。

○学力フォローアップ教室は、小学校36校の3・4年生を対象に平成28年度から全校実施をした。

○スクラムサポート事業の家庭学習アドバイザーの活用については、中学校全12校において実施した。対象教科は、英語、数学。1学期は632人、2学期は671人が参加した。



<評価の視点>

①成 果

○学力フォローアップ教室は、小学校3年生375人、4年生330人が参加した。  
○全区立中学校においてスクラムサポート事業の家庭学習アドバイザーの活用を図ることで、学習に関する生徒からの相談が増えた。

②有 効 性

北区基礎・基本調査の問題で定期的に診断することで、知識の定着度の高まりを確認できた。

③効 率 性

どの児童・生徒にも学習の機会が与えられていることから、学習保障という観点において、本事業は効率的である。

<今後の課題・方向性>

- ①学力フォローアップ教室については、学習保障の観点から、小学校5・6年生に拡大する。
- ②家庭学習の習慣化において、スクラムサポート事業の家庭学習アドバイザーの活用は有効であるため、学校がどれだけ情報共有しているか。

総合評価

**B**



取組の方向	2 確かな学力を保障する
重点施策	6 学校図書館の充実による読書活動の推進
推進計画	16 学校図書館支援（魅力ある学校図書館づくり事業）

教育振興部 中央図書館

<概要・実績（平成28年度）>

中央図書館では、学校図書館システムの運営により、学校図書の貸出、返却、管理が円滑に行われるようにしている。

また、北区内の小中学校に対し、書架整理作業、バーコードラベル未添付資料への添付作業、資料データ入力作業等を、学校図書館指導員配置校では指導員が、未配置校では委託業者が行い、その他、相談業務には、指導員および図書館職員があたっている。

学校からの貸出希望が多いテーマの図書を「物語パック」、「テーマ別」などに区分し「学校パック」として図書の提供を行っている。

【平成28年度実績】

学校パック貸出	837パック
学校でのブックトーク	60件
学校でのボランティアによる読み聞かせ	829件
中学生職場体験学習の受入	12校 延べ268名

<評価の視点>

①成 果

学校図書館の書架整理作業や、図書館のレイアウトの変更、おすすめ本の紹介やテーマごとの本の展示等を行うことで児童・生徒が学校図書館を利用しやすくなった、多く訪れるようになったとの声が多く寄せられている。

各学校で広くボランティアによる読み聞かせが行われているほか、学校にテーマ別の図書の団体貸出がなされ、学校からの図書館活動に関する相談に応じ、読書活動の推進がなされている。

②有 効 性

学校図書館指導員や図書館職員が、書架整理、学校図書館の活用に関しての支援を行うことで、児童・生徒が学校図書館を利用しやすくなってきている。

学校図書担当教諭と学校図書館指導員や図書館職員との連携が密に行われることで、児童・生徒の読書活動の推進を図ることができている。

③効 率 性

学校図書館管理システムによる、図書の貸出・返却がスムーズに行われている。

また、図書館職員、学校図書館指導員が、学校図書担当教諭との学校図書の整理や図書館利用に関する相談を行って、児童・生徒が学校図書館を多く利用するようになり、学校図書館運営の効率性の向上に貢献している。

<今後の課題・方向性>

現在は3地区の各1サブファミリーに学校図書館指導員が配置され、未配置校には業者によるデータ更新などの支援のほか、図書館職員が支援を行っている。

学校・教育指導課・図書館が密な連携を図り、学校図書館の充実と読書活動の推進を図っていく。また、全校に学校図書館指導員の配置を目指すとともに、未配置校に対する図書館職員による支援に一層努めていく。

総合評価

A

取組の方向	3	豊かな心を育む
重点施策	9	いじめの根絶
推進計画	22	北区いじめ防止条例の周知・徹底

教育振興部 教育指導課

<概要・実績（平成28年度）>

中学生のいじめを苦にした自殺は、平成23年10月に大津市のいじめによる自殺事件、平成24年には品川区でもいじめによる自殺事件などを始め、現在も相次いで発生している。

北区では、いじめに関する各種の委員会の実施、及びいじめ対応研修会を教員対象に実施し、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の資質・能力を高めることを目指した。

平成25年の議員立法「いじめ防止対策推進法」施行3年目を迎え、北区のいじめ防止基本方針の見直しを検討した。



<評価の視点>

①成果

- ・区立小・中学校の児童・生徒に対して、リーフレットとクリアファイルを配布。PTAや青少年地区委員に対してエコバック等を配布。
- ・保護者宛てに北区SNSルールの順守状況調査を実施。
- ・平成28年7月5日 北区いじめ問題対策委員会を開催し、北区いじめ防止基本方針の内容改善の検討、北区立学校のSNSルールの在り方、北区いじめ重大事態の報告を行った。
- ・平成28年10月21日 北区いじめ問題対策連絡協議会を開催し、管理職からいじめ問題の現状を報告・共有した。

②有効性

条例の趣旨やいじめの対応について、研修を受けた教員の所属する学校から、児童・生徒を通じ保護者等に周知できている。

③効率性

研修を受講した教員、周知された保護者のいじめに対する感度が上がっており、いじめのアンケート調査において認知件数が増えた。

<今後の課題・方向性>

- ①都のふれあい調査及びQ-Uの年間4回のいじめ調査をさらに有効にいじめ対策につなげていくこと。
- ②北区いじめ防止基本方針の改訂。

総合評価

**B**

取組の方向	5	個に応じた教育を推進する
重点施策	13	特別支援教育の推進
推進計画	37	<b>特別支援教室の推進</b>

教育振興部 教育支援担当課

<概要・実績（平成28年度）>

発達障害の児童が、全ての学校に在籍していることを前提とした支援体制の整備を図り、早期発見、早期支援に努める。各校に個に応じた教育的支援を行う特別支援教室を整備し、高い専門性を有した教員が巡回して、児童への支援と、担任教員の特別支援教育に対する理解や指導力の向上を図る。

平成28年度から小学校全36校に特別支援教室を設置し、巡回による指導を開始した。対象児童数も平成27年度の255人から平成28年度は354人へと増加した。

<評価の視点>

①成 果

王子小・王子第五小・柳田小・八幡小・滝野川小・滝野川第三小・西浮間小の7校を巡回拠点校として、小学校全36校に特別支援教室を設置し巡回指導を開始した。

②有 効 性

巡回指導教員と在籍学級担任等との連絡を密にすることができ、生徒への指導内容・方法の充実や助言等により、対象児童の課題への取組の共有化が図られ、成果につながりやすくなった。

③効 率 性

これまでの児童の通級に要する時間の負担、保護者の付添いの負担等の実施上の課題が解消された。また、巡回指導の対象となる児童への個別または小集団での専門的指導が計画的かつ効率的に行われるようになった。

<今後の課題・方向性>

特別支援教室での巡回指導を受ける対象児童一人ひとりの学習の困難さ等の課題を改善していくためには、特別支援教室での指導だけでなく、在籍学級や家庭と連携した継続的指導が重要課題である。巡回指導を必要とする児童の早期発見・早期対応をしていくために、学校での校内委員会での検討や特別支援委員会での判断等が円滑に運営できる体制をとり、連携を強化していく必要がある。

また、特別支援教室での指導は、合理的配慮の一つの手法として、通常の学級での指導だけでは学習面や生活面での困難さが生じる場合に、特別の教育課程を編成して実施するものである。その効果的な指導を充実させていくために、巡回指導を行う教員の専門性の確保・養成、在籍学級担任等との連携をより進め、個別の教育支援計画の作成と活用の取組と共に、インクルーシブ教育を推進していく中で、通常の学級での学習や適応を支援するシステムとして、より有効に機能させていくことが今後の課題である。

総合評価

A

取組の方向	6	グローバル社会で活躍できる子どもを育てる
重点施策	20	国際理解教育の推進
推進計画	58	英語が使える北区人事業

教育振興部 教育指導課

<概要・実績（平成28年度）>

小・中学校へ外国語指導助手（ALT）を配置し、児童・生徒の英語に触れる機会を積極的に増やすとともに、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成する。

- ALTについては、小学校については、1～4年生20時間、5・6年生35時間、中学校については、1・2年生35時間、3年生は25時間配置した。
- 英検補助については中学校3年生を対象に検定費用の補助を行った。
- 外国語教育アドバイザーが全小中学校を訪問し、指導・助言を行った。
- イングリッシュプラザを滝野川紅葉中学校で希望者45名で実施した。

<評価の視点>

①成 果

ALTの配置、外国語教育アドバイザーの活用により、教育課程の適正な実施につながった。

②有 効 性

英語検定の費用補助により、受検志願者数は、在籍1527人中817人であった。

③効 率 性

英語の運用能力を測る指標として、英検の級の取得率は分かりやすかった。事業の成果として、今後の目安となった。

<今後の課題・方向性>

- ①次期学習指導要領の小学校の3・4年生の外国語活動、5・6年生の外国語科の移行期間、どう対応するかについて外国語教育アドバイザーから指導・助言をすること。
- ②英検補助を活用する人数を増やすこと。学校によって志願者数が少なかったり、多かったりと偏りがあった。



総合評価

B

## Ⅱ 教育環境の向上

ベテラン教員の大量退職に伴い、経験年数の浅い教員の資質や能力の向上が緊急の課題です。各種研修の充実と教育アドバイザーによる訪問指導の充実を図ります。また、体罰の根絶を目指し、部活動指導におけるコーチング手法の導入や、教員の指導力の向上に努めます。

児童・生徒が安全・安心で快適に過ごせるよう、老朽化した学校施設の改修・改築をはじめ、トイレの洋式化や特別教室への空調機の設置、防犯カメラの設置などを計画的に進めます。

教育相談体制の充実に向けて、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの活用の充実を図ります。

子どもたちに豊かな教育環境を整備するために、区立小学校の適正配置やICT学習機器の整備、さらには地球環境に配慮した学校施設整備を進めます。また、高校や大学との連携による学校教育の充実に努めます。

### 【取組の方法】

- 7 「学校の教育力・経営力を高める」
- 8 「安全・安心な教育環境を整備する」
- 9 「豊かな教育環境を整備する」

取組の方向	8	安全・安心な教育環境を整備する
重点施策	25	学校改築・リフレッシュ改修の実施
推進計画	67	学校の改築

教育振興部 学校改築施設管理課

<概要・実績（平成28年度）>

「北区立小・中学校改築改修計画」に基づき、全ての区立学校に通う児童・生徒が改築校で学習できる環境を早期に整備する。

改築対象校については、①中学校優先の教育環境の充実②昭和30年代建築の小学校③地域バランスの配慮④小中一貫教育の一層の推進等を考慮して選定する。

なお、改築する際は、「北区立小・中学校整備方針」に基づき、時代の進展や社会の変化に対応した「教育先進都市・北区」にふさわしい学校施設として整備する。

【平成28年度実績】

- ①なでしこ小学校：新校舎の建設を引き続き実施した。
- ②稲付中学校：既存校舎の解体工事を実施するとともに、新校舎の建設に着手した。
- ③田端中学校：既存校舎の解体工事を実施するとともに、新校舎の建設に着手した。
- ④浮間中学校：基本設計を進め、ブロックプランを公表し、実施設計に着手した。
- ⑤王子第一小学校：設計業者の選定を行い、基本設計に着手した。

<評価の視点>

①成 果

平成25年度になでしこ小学校、平成26年度に稲付中学校、田端中学校、平成27年度に浮間中学校、平成28年度に王子第一小学校の改築に着手した。事業中の5校とも、推進計画どおり設計や工事を進めることができた。

②有 効 性

老朽化する学校施設について、中長期的かつ総合的な視点をもって改築が進められている。

③効 率 性

地域代表や学校関係者を交えた基本設計検討会や、保護者及び地域住民への説明会などを行い、区民との協働や理解を得ながら、設計や工事を予定通り進めた。

<今後の課題・方向性>

老朽施設の更新と多様なニーズに応えることができる教育環境の整備を図るため、目標使用年数の65年を迎えるまでに計画的に改築を実施していくことが必要である。しかしながら、震災復興や東京オリンピック・パラリンピックの影響で工事費が増加していることから財政への負担が大きいことや、防災機能はもろんのこと公共施設の複合化・集約化を検討して、施設の有効活用を図らなければならない。

総合評価

A

取組の方向	8	安全・安心な教育環境を整備する
重点施策	25	学校改築・リフレッシュ改修の実施
推進計画	68	<b>リフレッシュ改修工事の推進</b>

教育振興部 学校改築施設管理課

<概要・実績（平成28年度）>

当面改築に至らない昭和40年以降に建築された小学校を対象に、建築後又は従前の大規模改修後25～30年の経過を目安に、学校施設の長寿命化と教育環境の充実に図るため、大規模な改修工事（リフレッシュ改修）を計画的に実施する。

【平成28年度実績】

- ①田端小学校3期工事
  - ・屋上防水改修・屋上緑化
  - ・理科室、パソコン室、校歴室の内装改修
- ②西ヶ原小学校2期工事
  - ・外壁補修及び全面塗装
  - ・南側トイレ全面改修
- ③第四岩淵小学校工事
  - ・屋上防水改修・屋上緑化
  - ・普通教室内装改修及び家具等の改修
- ④滝野川第二小学校リフレッシュ改修実施設計

<評価の視点>

①成 果

平成26年度から年1校以上を目標としており、事業完了3校、事業着手1校となっている。

②有 効 性

防水・外壁改修、ライフラインの更新、普通教室を中心とした内装改修等により、施設の長寿命化及び教育環境の向上が図られた。

③効 率 性

できる限り教育環境に影響が及ばないよう、夏休みを中心に児童が校舎内に居ながらの工事を基本とし、空き教室を利用するなど効率的な工事進捗に努め、効果の発現を早期に達成できた。

<今後の課題・方向性>

区立小中学校のうち改築を終えている8校を除くと、残りの3/4の学校が建設から45年以上が経過しており、計画的かつ効率的な改築・改修が必要となっている。

また、事業開始以降、工事完了までに複数年にわたる工期を要しており、今後の円滑な実施を確保するため、より事業内容を精査するとともに、可能な限り工期の短縮を図っていく。

さらに、当面の間、改築時期を迎えるに至らない学校については、中長期にわたり施設の根幹となる設備や機能の安全性を適切に維持・保全していく必要があり、予防保全の観点から計画的に施設の大規模な改修を行い、良好な状態で学校施設が引き続き使用できるよう計画的かつ効率的な事業の展開を図っていく。

総合評価

A

取組の方向 8 安全・安心な教育環境を整備する

重点施策 27 教育相談体制の充実

推進計画 72 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

教育振興部 教育支援担当課

<概要・実績（平成28年度）>

スクールカウンセラーについては、いじめや不登校等の未然防止や改善及び解決、学校内の教育相談体制の充実に目的としている。中学校全校に東京都雇用のスクールカウンセラーを配置するとともに、区スクールカウンセラーをサブファミリーに12名配置し、各地区の小学校3～4校を受け持っている。サブファミリー内の幼稚園及び中学校への巡回を行うことにより、東京都のスクールカウンセラーと相互に連携を図っている。また、教育相談所にいじめ担当として1名配置している。平成28年度の児童・生徒への相談実績では、総数44,892件（小学校39,370件、中学校5,522件）となっている。

スクールソーシャルワーカーについては、3名体制で、区内を赤羽・王子・滝野川の3地区に分け、それぞれを担当している。また、平成27年度より「統括指導員」を1名配置し、スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーとして指導及び育成、サポートを行っている。スクールソーシャルワーカーは学校から依頼を受け、児童・生徒のいじめや不登校、児童虐待、暴力行為等の問題等に対し、教育相談員や民生委員・児童委員、児童相談所等の関係機関と連携、仲介、調整等を行っている。平成28年度に支援対象となった児童・生徒数は170件で、そのうち75件が問題解決した。

<評価の視点>

#### ①成果

スクールカウンセラーの相談件数は、前年度比で約5,000件増加した。また、スクールソーシャルワーカーの相談件数は前年度比で30余件増加し、4割余が問題の終結に至った。

#### ②有効性

定期的な相談活動をしていく中で、児童・生徒との関わりや保護者面談、教員からの情報提供等に基づき、総合的に相談を進め、校内委員会や関係機関を含めた検討等を図りながら有効的に進めた。

#### ③効率性

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがそれぞれの立場と役割を明確化し、学校や家庭との連携を図ることで、児童・生徒一人ひとりの抱える相談の内容の複雑化・課題解決が長期化する中で、定期的な話し合いの場を設け、効率的に進めた。

<今後の課題・方向性>

児童・生徒のいじめや不登校問題のみならず、友人関係、親子関係、学習関係に起因する問題や、さらに心身に起因する問題行動、貧困化の問題等の多岐にわたる様々な相談内容に対応していく必要がある。その状況のなか、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、学校との連携や教員との情報を共有し、児童・生徒の臨床心理に関する専門的な知識や経験または社会福祉資源との関わりをもつ質の高い人材を確保していくことが課題である。

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第24号）」が平成29年4月1日から施行され、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの職務が新たに規定された。国は、平成31年度までに原則として全公立小・中学校にスクールカウンセラーの配置、全中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置すると目標を掲げているため、今後とも国の動きを注視していく必要がある。

総合評価

A



取組の方向	9	豊かな教育環境を整備する
重点施策	28	区立小学校の適正配置の推進
推進計画	75	<b>区立小学校の適正配置の推進</b>

学校適正配置担当部 学校適正配置担当課

<概要・実績（平成28年度）>

少子化に伴う区立小学校の小規模化に対応し、教育環境の改善と向上を図るため、東京都北区立学校適正配置計画に基づき、サブファミリー毎に設置する検討組織において、関係者と十分に協議を重ね、合意形成を図りながら適正配置を推進する。

【滝野川紅葉中サブファミリーブロック】平成29年4月の滝野川第六小と紅葉小の統合に向け、統合推進委員会を設置し、統合新校である滝野川もみじ小学校の開設に向けた協議を行った。

【桐ヶ丘中サブファミリーブロック・十条富士見中サブファミリーブロック】適正配置に向けた協議を開始した。

<評価の視点>

①成 果

滝野川紅葉中サブファミリーブロックについては、統合推進委員会での協議を通じて、円滑な統合に向けた準備を行うことができた。桐ヶ丘中サブファミリーブロック・十条富士見中サブファミリーブロックについては、適正配置に向けた協議を重ねている。

②有 効 性

滝野川第六小と紅葉小の統合新校である滝野川もみじ小学校が適正規模（（1学年2～3学級）×6学年）となったことにより、同サブファミリーの小学校で当面存続規模（（1学年25人）×6学年 ただし、20人を下回る学年が複数存在しない）を下回る状態が解消された。

③効 率 性

地域や保護者の代表、学校関係者などで構成する協議会や統合推進委員会を設置し、協議を重ねることで、関係者の理解を得ながら適正配置を推進することができた。

<今後の課題・方向性>

北区全体では児童数は増加傾向にある一方、当面存続規模を下回る小学校も存在している。協議にあたっては、現在と未来の子ども達にとってどのような教育環境を整備していくべきかといった視点で、丁寧に協議を重ね、合意形成を図りながら着実に進めていく。

また、統合にあたっては、改築を前提としないが、学校施設の目標使用年数（65年）の迫る学校もあり、統合新校の配置を検討する際には、改築を見据えていくことも求められる。

総合評価

A

取組の方向	9	豊かな教育環境を整備する
重点施策	29	I C T環境の整備
推進計画	76	I C Tを活用した教育の充実

教育振興部 学校支援課

<概要・実績（平成28年度）>

学習指導要領では、小・中学校とも情報教育及び教科指導でのI C T活用の充実が求められている。また、特別教室での授業のほか、国語科・社会科・英語科など普通教室の授業においても、I C T機器の活用が求められている。これらを受け、北区ではI C T環境の整備を推進しており、パソコン教室のパソコンや教員用ノートパソコンを計画的に配備してきた。

平成27年度からタブレット型端末の導入とそれに対応した環境整備（教室でタブレット型端末を同時に40台使用するための校内L A N環境）を開始し、平成31年度までに、小・中学校全校への導入・整備を計画的に進めていく。

タブレット型端末については、パソコン教室のパソコンや教員用ノートパソコンの更新にあわせて入れ替えている。

パソコン教室のパソコンと教員用ノートパソコンの更新を共に迎えた学校については、教員が積極的にI C T機器を授業で活用するために、I C T支援員を月2回程度各学校に配置した。

【平成28年度実績】

・タブレット型端末の導入	小・中学校	計15校（計1,180台）
・校内L A N環境の再整備	小・中学校	計13校
・I C T支援員配置	小・中学校	計7校

<評価の視点>

①成 果

推進計画どおりに事業が進められており、I C T機器を積極的に活用している教員が増え、小・中学校の授業で活用されている。

②有 効 性

学習ツールが増えたことにより、教員や児童・生徒に有効的な授業支援ができていく。

③効 率 性

リース契約にすることで購入するより事業費の削減につながり、故障時に即時対応することができる。

<今後の課題・方向性>

中学校には全普通教室・特別教室に電子黒板が配備されているのに対し、小学校には各校1台ずつ程度しか配備されていないため、今後どのように電子黒板もしくは同等の機能を持つ製品を導入するのが課題である。

また、平成27年度から開始したタブレット型端末の導入とそれに対応した校内L A N環境の再整備が平成31年度までに完了するように計画的に進めていく。

今後も、I C T支援員の配置など、教員が授業でI C T機器を活用できるよう推進していく。

総合評価

A

### Ⅲ 家庭・地域の教育力向上の支援

都市化や核家族化、地域の連帯意識の希薄化等を背景として、家庭・地域の教育力の向上が大きな課題となっています。

ことに、家庭における生活習慣の確立は、子どもたちの成長に大きく影響することから、乳幼児の段階での家庭への働きかけを充実させることが大変重要です。ブックスタート事業をはじめ乳幼児家庭を対象とした事業の充実を図ります。また、生活習慣形成のための新たな事業をスタートさせます。さらに、PTA活動や家庭教育学級の充実を図るとともに、相談体制や家庭の支援に関連する事業間の連携を強化していきます。

学校と地域との連携を強化するため、学校支援地域本部事業を核として、学校支援活動の一体的な推進を図るとともに、青少年委員やスポーツ推進委員の活動の充実を図ります。

放課後子ども総合プランの全小学校での実施を計画的に進めるとともに、地域の人材の協力を得て、内容の充実に努めます。

#### 【取組の方向】

- 10 「家庭の教育力の向上を支援する」
- 11 「地域の教育力の向上を支援する」

取組の方向	10	家庭の教育力の向上を支援する
重点施策	35	家庭教育に関する講座等学習機会の充実
推進計画	90	<b>家庭教育力向上プログラム</b>

教育振興部 教育政策課

<概要・実績（平成28年度）>

子どもの基本的な生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つであると指摘されている。家庭教育は、子どもの基本的な生活習慣、他人に対する思いやりなどの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的マナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っており、すべての教育の出発点である。

そのため、「北区家庭教育力向上アクションプラン」をまとめ、「生活習慣」「家庭学習」「きずなづくり」を柱に、家庭教育力向上のための実効性のあるプログラムを推進する。

**【平成28年度実績】**

(1) 北区家庭教育力向上アクションプランの策定

北区家庭教育力向上アクションプラン検討委員会開催実績  
平成27年度3回 平成28年度2回 計5回

(2) 親子きずなづくり（生涯学習・学校地域連携課）

① 講演会2回

② 「ステップ・バイ・ステップ」事業実施8校

〈事業概要〉

① 学校、家庭、社会が一体となって家庭を支援するため、指導者等に対して、多様化する社会を踏まえたコミュニケーションに視点をおいた講演会を実施する。

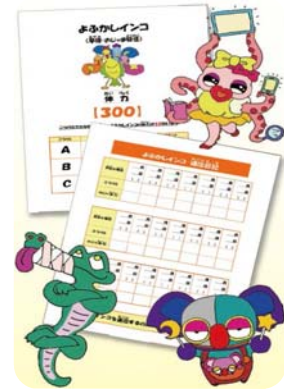
② 子どもが目標に向かって主体的に取り組み、保護者は子どもの主体性を尊重しながら、激励や積極的評価をすることで、活動を発展させていく事業「ステップ・バイ・ステップ」を実施する。

(3) 生活習慣形成事業実施（小1・2年生対象） 10校

〈事業概要〉

「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進するとともに、生活習慣の乱れやすい夏季休業終了後、「早寝・早起き・朝ごはんに」について、家族で楽しみながらチェックする生活習慣チェックシート「生活リズムおじやま妖怪～退治日記～」を実施する。

実施後、結果をまとめ、生活状況（テレビを見る時間、起床・就寝時間等）の変化を比較・検討している。また、退治日記に取り組んだすべての児童にその努力を称えて「認定証」を贈っている。



(4) 生活習慣講座実施 1回

〈事業概要〉

中1ギャップを解消するべく、生活習慣や親子のきずなについて考える講座を実施する。対象は小学校6年生の保護者と、中学1年生の保護者としている。講座内容は保護者と子どものコミュニケーション方法に関することが中心で、内容によっては児童・生徒の参加も促している。



## <評価の視点>

### ①成 果

- (1) 検討委員会での闊達な検討結果をまとめた報告書を踏まえ、計画どおり北区家庭教育力向上アクションプランを策定することができた。
- (2) 講演会は、平成28年度から本格実施に移行し、延479名が出席した。(前年度より158名増) ステップ・バイ・ステップは、平成28年度から本格実施に移行し、小学校8校に拡充した。(前年度より4校増)
- (3) 平成28年度から本格実施に移行し、小学校10校に拡充した。(前年度より6校増)
- (4) 平成28年度から本格実施に移行し、22名が出席した。(前年度より31名減)

### ②有 効 性

- (1) 就学前・小学校・中学校の子どもの3つの成長段階に応じた家庭教育力の向上を目指す事業を位置付けた北区家庭教育力向上アクションプランを策定し、今後、区が家庭教育力の向上を目指すにあたっての指針及び具体的内容を対外的に示すことができた。
- (2) 小・中PTA連合会との共催により「本当に子どもを伸ばす親の接し方」、「ペップトーク」をテーマに講演会を実施し、家庭教育の第一義的責任を持つ保護者に対し啓発をすることで、家庭教育への意識向上を図ることができた。また、日常生活の中で、家庭で取り組める簡単な目標を設定して、それを親子で実践し、生活習慣の改善を目指すステップ・バイ・ステップ事業では、当該事業に取り組むことで、親子のきずなを深めることができた。
- (3) 実施前後を比較し、「一日にテレビを見る時間」、「テレビゲームをする時間」、「夜寝る時間」、「朝起きた時間」、「朝ご飯を食べる頻度」、「朝ご飯の品数」の全比較項目において生活状況の改善が見られた。
- (4) 「インターネットとの上手な使い方と適切なコミュニケーション方法」をテーマに講演会を実施し、周りの人との考え方や感覚の違いについて理解を促すことで、各家庭での親子のきずなづくりに寄与することができた。

### ③効 率 性

- (1) 検討委員会の開催前に、各委員がアイデアを検討し、資料の授受等を行うことで、検討委員会当日に効率的な議論を行うことができた。
- (2) 講演会は、公立の幼稚園、小・中学校のほか、近隣の私立学校にも参加を呼びかけ、効果的な開催周知を行うことができた。ステップ・バイ・ステップは、実施地区に偏りが出ないように実施校を決定した。
- (3) チェックシートの印刷や集計を事務局で、配布や回収を学校で役割分担して行うことで、効率的に事業を実施した。
- (4) 平日開催としたため、見込みよりも出席者が少なかった。

## <今後の課題・方向性>

具体的な事業計画を定めた本プランを推進することで、子ども達の基本的な生活習慣を確立し、親子のきずなを深め、より一層の家庭教育力の向上を図っていく。  
また、この取組について、広く区民に周知することで、実効性を担保していく。

総合評価

A

取組の方向	11 地域の教育力の向上を支援する
重点施策	36 学校と地域の連携
推進計画	95 <b>学校施設の地域開放</b>

教育振興部 生涯学習・学校地域連携課

<概要・実績（平成28年度）>

身近な学校施設の地域開放を推進すべく、開放可能施設や貸出方法の検討を行った。  
 平成27年7月分から、教育未来館体育館の貸出を開始し、スポーツの場を拡大した。その他の学校施設の地域開放については、特に大きく進んではない。  
 施設の利用者管理や予算管理については、より効率的に管理するため、施設予約システム(CULTOS)の改修を行った。平成29年度から、施設予約システム上で利用者管理や歳入管理を行う。

<評価の視点>

①成 果

平成27年7月から新たに教育未来館体育館を開放し、平成28年度は208件の利用があり、前年度の利用件数を上回った。  
 その他の学校施設の開放については、大きな拡大はみられない。  
 施設予約システム(CULTOS)は、平成29年4月から運用を開始する。

②有 効 性

地域の身近な学校施設のさらなる開放は、スポーツや文化活動の場の拡充に効果的である。

③効 率 性

教育未来館体育館の貸出に地区体育館制度を活用したことにより、他の区立スポーツ施設と同様の予約・承認手続としたため、効率的な地域開放が行えている。  
 施設予約システム(CULTOS)で利用者管理や歳入管理を行うことで、簡易に管理状況を把握できる。

<今後の課題・方向性>

学校施設の地域開放を推進するためには、学校の負担を軽減し、学校が安心して地域に開放できるような施設管理のハード・ソフト両面での条件整備が必要である。  
 今後は、学校施設の地域開放が進むよう、条件整備をすすめ、制度を改善し、学校にさらなる理解と協力を働きかけ、開放部屋数の拡大に努めていく。  
 平成30年4月よりなでしこ小学校においても、地区体育館制度を導入するため、条件整備等に取り組んでいる。

総合評価

C

取組の方向	11 地域の教育力の向上を支援する
重点施策	36 学校と地域の連携
推進計画	96 <b>学校支援ボランティア活動推進事業</b>

教育振興部 生涯学習・学校地域連携課

<概要・実績（平成28年度）>

様々な知識、技能、経験をもつ地域の人々が学校支援ボランティアとして学校における学習活動、安全確保、環境整備等多くの分野で活躍できるよう、スクールコーディネーターを中心として、学校のニーズとボランティアの活動を繋げて、子どもたちの教育活動にボランティアの力が生かせる取組を行っている。

平成28年度も、区立小・中学校全校でスクールコーディネーターを中心に、学校のニーズに基づいた学校支援ボランティア活動を推進した。また、広報誌を作成し、学校・保護者・地域に配布することで事業内容や取組について周知を図った。その他、年2回の全体会、年5回の役員会、年2回の研修会や各地区交流会を通じて、各スクールコーディネーターの資質を向上させ、地域教育力の充実を目指した。



<評価の視点>

① 成 果

区立小・中学校全校より活動報告があり、授業支援や行事支援等様々な分野でボランティア活動の機会が拡充された。学校とスクールコーディネーターと地域のつながりが強くなったことで、充実した支援を行えるようになった。

② 有 効 性

学校と学校支援ボランティアをはじめとする区民が協働して学校支援活動を進めることにより、新たな体験学習の機会の充実や子どもの安全で安心できる環境づくりが進み、また地域教育力の向上が図られている。

③ 効 率 性

区立小・中学校全校にスクールコーディネーターを配置することで、各校における学校のニーズの把握やボランティアのマッチングなどがしやすく、学校支援ボランティア活動が学校の実情に合ったかたちで推進されている。また、地区交流会など定期的な会を開催することで、知識や情報を共有できている。

<今後の課題・方向性>

学校支援ボランティア活動の事業周知に努め、学校関係者や地域への理解を深めていくとともに、学校からのニーズを掘り起こし、スクールコーディネーターの育成や地域のボランティア等人材の確保にさらに努めていく。

今後はサブファミリー内での連携を更に強化していく。

総合評価

**B**

(白紙)



## IV 生涯学習の振興

区民一人ひとりが、自己を磨き、心豊かに生きていくためには、生涯にわたって自主的に学び続けることが重要です。特に、23区の中で最も高齢化率の高い北区では、高齢者を対象とした施策の充実を図る必要があります。

区民の主体的な学びを支援するために、学習機会の充実を図るとともに、身近な学習の場の整備、学習情報の提供や相談体制の充実を進めます。

図書館は、生涯学習を支える主要な施設であり、区民との協働により、区民のニーズに見合った事業の推進に努めるとともに、ボランティアの育成と高齢者サービスの向上に努めます。

また、学習の成果を地域に生かし、還元する、生涯を通じた学びのつながりをつくる「教育循環型社会」の構築を図ります。

グローバル化が進み、世界の様々な文化との出会いが日常化していく中で、ふるさと北区の魅力を発信し、北区への愛着を深める事業の推進が求められています。北区は文化財の宝庫であり、その保存・継承とともに、地域の魅力として活用を図ることが重要です。

また、飛鳥山博物館と小・中学校の連携充実に努め、子どもたちにふるさと北区への愛着を深める機会を提供していきます。

### 【取組の方向】

12 「一人ひとりの主体的な学びを支援する」

13 「文化・芸術活動を振興する」

取組の方向	13 文化・芸術活動を振興する
重点施策	44 ふるさと北区への愛着を深める事業の推進
推進計画	116 北区の部屋事業

教育振興部 中央図書館

<概要・実績（平成28年度）>

①『北区の歴史はじめての一步』（7分冊）の発行・頒布。毎年、区立新小学3年生全員に該当地区の『はじめての一步』を配布し地元の歴史に興味を持ってもらう活動を実施。図書館、博物館、区政資料室にて有償頒布しているほか、平成28年2月に作成した、「別冊索引年表集」を無料配布中。



②公開歴史講座の開催。平成28年12月に「波乱万丈！王子電気軌道の経営」（講師：黒川徳男地域資料専門員）、平成29年3月に「村の事件簿～示談と和解の江戸時代」（講師：保垣孝幸地域資料専門員）を開催し、北区にまつわる歴史を紹介。

③「北区の部屋だより」を毎月発行し、「北区こぼれ話」と題した北区に関するエピソードを紹介。1話～50話をまとめた冊子を刊行し有償頒布中。また、地域資料関係のイベント情報等を周知。

④毎月「北区の部屋」で地域資料専門員が北区の事柄をテーマに展示を行い関連図書も紹介。

⑤北区に関するレファレンスの対応。一般の利用者のほか、区役所内やテレビ局等のメディア、北区を研究する研究者等幅広く問い合わせに応じ、適切な資料提供を行っている。

⑥出張講座。地域の町会や施設等からの要望に応じ地域資料専門員が北区の歴史について出張講演を行っている。

⑦区内小・中学校の貴重資料の保存啓発及び整理協力（博物館との協働）

⑧地域資料のデジタル化。著作権に問題の無い（権利を持っていたり、著作権が切れている）貴重資料については保存を主とするデジタル化を行っている。

<評価の視点>

①成 果

①～⑦については全て実施。『はじめての一步』販売分及び『北区こぼれ話』も順調に推移しており、区民への理解に貢献していると思われる。⑧のデジタル化については、著作権の切れている貴重資料（冊子）についてデジタル化を行った。

②有 効 性

地域資料専門員という北区ならではの2名の職員の配置により、北区に関することを幅広く収集、保存、公開、情報発信しており、利用度は年々高まっている。（レファレンス量の増加）

---

③効率性

図書館という特性から、紙媒体の資料の収集保存、冊子発行による啓発、講演会等による情報発信は適正な手段であると思われる。

<今後の課題・方向性>

---

①地域資料のデジタル化について、北区立図書館としての方針の確立が今後の課題である。

②フリーペーパーの収集保存について、情報収集方法が確立されておらず、積極的収集に至っていない。（相手から情報提供が中心で、他に関係職員からの情報提供にとどまっている）資料数も多量と思われ、まず方針確立が課題。

③北区のことが1冊でわかる（仮称）『図説北区の歴史はじめの一步』について、29年度中の完成に向けて準備を進めている。また、東京オリンピック、パラリンピック（2020年）に向けて、北区の歴史や良さを北区民や区外・外国の人々にも知ってもらうことを目的に、図説の「外国語翻訳版」冊子作成に向けて検討を開始している。

総合評価

A

取組の方向	13 文化・芸術活動を振興する
重点施策	44 ふるさと北区への愛着を深める事業の推進
推進計画	117 文化財を活用したふるさと学習事業

教育振興部 飛鳥山博物館

<概要・実績（平成28年度）>

区指定文化財である茅葺き屋根の古民家「ふるさと農家体験館」では、区民との協働により、節分・豆まきなど地域に伝わる年中行事の再現や竹とんぼづくりなどの工作教室等、様々な体験事業を通して地域の歴史や文化に触れるふるさと学習を推進している。

【平成28年度実績】

- 《体験館祭り》11月6日(日) 参加者846人
- 《古民家年中行事》8講座、計147人参加
- 《工作教室》7講座、計123人参加
- 《生活体験講座》2講座、計36人参加
- 《ふれあい教室》15講座、計2,608人参加
- 《古民家ガイド》体験館に訪れた方々に古民家について解説する事業、計948人が利用



<評価の視点>

①成果

講座等を32講座開催し、2,914人の参加者を得た。古民家ガイドとして、948人の来館者に対して古民家の解説をし、学習に協力した。共に参加者から好評を得ている。

②有効性

区指定文化財である古民家の保護を図りながら、区民の参画による地域文化の体験学習等を実施することで、歴史や民俗への理解が深まり、地域文化の振興・発展が図られる。区民自らにより、次世代への継承に応える学習機会の拡充がなされ、文化・郷土意識が高揚する。

③効率性

区民の有志によるボランティア団体である「北区ふるさと農家体験館運営協議会」によって、地域の伝統文化や生活・民俗行事の講座、体験事業等を実施することで、より地域への愛着の深い学習になっている。

<今後の課題・方向性>

区指定文化財としての「保存」という側面と、それを教材として体験事業を実施するという「活用」の側面があり、施設面で使えば傷む、利用者の利便等相反する管理面での課題がある。

施設の管理・運営の一部を北区ふるさと農家体験館運営協議会に委託し、区民との協働のもとに事業を行っている。21年度から協議会への委託業務に日常管理業務を加え、専従職員を雇用して、主体性・自立性の向上を進めている。

区指定文化財の旧松澤家住宅である体験館の保存・活用を、区民との協働により、より良く行っていくために運営協議会との協議・情報共有を十分に行うとともに、協議会組織の機能向上に協力していくことが必要である。

総合評価

A

取組の方向	13	文化・芸術活動を振興する
重点施策	45	文化財の保護・活用と保存・継承
推進計画	119	「史跡のまち・北区」のPR

教育振興部 飛鳥山博物館

<概要・実績（平成28年度）>

北区には西ヶ原遺跡群・十条台遺跡群などの埋蔵文化財包蔵地や国指定史跡中里貝塚などの史跡も多く存在する。AR（拡張現実）を活用して、現地で史跡に関する画像や説明を見られることにより史跡を実感できるようにする等「史跡のまち・北区」を広くPRしていく。

西ヶ原遺跡群は飛鳥山遺跡・七社神社前遺跡・御殿前遺跡・西ヶ原貝塚を抱え、旧石器時代から中世にいたるさまざまな遺跡が発見されている。縄文時代の貝塚や、弥生時代の環濠集落、律令時代の豊島郡衙跡などは特筆される。平成28年度は春と秋に1回ずつ、遺跡のある場所を訪れる野外講座を行った。

中里貝塚は平成8年に大規模調査が実施され、全容とその特殊性が明らかになり、平成12年に国史跡に指定された。縄文時代に形成された国内最大級の貝塚である。現在、貝層を保存するために地下に埋もれた状態で暫定整備されているが、国史跡としての整備・活用が求められている。そのために史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用する必要がある。さらに地域住民の合意を得ながら、史跡の将来像の概要を明確にする必要もある。そのために総括報告書の作成に着手するとともに保存活用計画策定に向け、関係諸機関との調整・協議を行った。



<評価の視点>

①成 果

「遺跡学講座2016春」として6月に中里貝塚に関する講座を行い、12月には「遺跡学講座2016秋」として、田端西台通遺跡に関する講座を実施した。

中里貝塚では貝塚全体の評価を総括する総括報告書の作成を行うため指導委員会を3回開催した。

②有 効 性

発掘によって明らかになった遺跡の特徴の解説だけでなく現地を訪れることで、区民に対して区内の史跡や文化財のPRを行い、理解を深める狙いがある。

中里貝塚については、その保存・活用のために貝塚全体の評価を確定する。

③効 率 性

今後、上記のような方法で適正に実施していく。

<今後の課題・方向性>

発掘された遺跡群については、今後も適宜その遺跡の内容や出土遺物を展示や講座などを開催することによってPRしていく。

中里貝塚においては、将来にわたり、史跡として公有化を図りたい土地を明示し、土地利用の制限・変更など地元住民の理解を得ることが重要である。中里貝塚全体の活用方法を検討していくため、地域代表も含めた検討委員会立ち上げに向け、調整を図っていく。

総合評価

**B**

### (3) 点検及び評価に関する学識経験者の意見

東京都北区教育委員会の点検及び評価に関する意見

東京福祉大学教授 山本 豊

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成28年度分）報告書（以下「報告書」と表記する。）を拝読した結果、標記の件に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項に基づき意見を述べる。意見は評価対象事業の一部についてポイントのみを述べることとする。

#### I 学校教育の充実

##### 1) 区立認定こども園の整備

就学前の子どもへの教育・保育の一体的な提供と保護者に対する子育て支援という機能が求められている幼保連携型認定こども園の充実は、高齢化率が高い本区において子育て世代住民の拡充ということからも喫緊の課題である。その点からは、開設された区立認定こども園の運営を検証し検討するのみではなく、改善策も用意し幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行への道筋を示したい。

なお、この園の副園長、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭等は教育公務員特例法の教員として、この法に関するいくつかの内容が保育士と異なり幼稚園教諭と同様の扱いを受け、また、教育職員免許法の教育職員（副園長は除く。）でもある（経過措置はあるものの）。そこで、教育公務員特例法による研修計画の樹立やその内容の充実及び免許更新等についても十分な配慮や遺漏がないように努めなければならないと考える。

##### 1 2) 中学校スクラムサポート事業及び学力フォローアップ教室

教育水準の維持向上という点から教育課程外においても学習支援や学習習慣の定着及び学習意欲の向上を図っている取り組みには敬意を表したい。今後の課題・方向性に示されていることを勘案すると、学校と家庭学習アドバイザーが情報を共有できる方策を示し、指導の効果を図りたい。本質論を言えば、教育課程内での授業の充実が本来の姿であり、日常の授業において担任だけでは諸般の事情により充実が期しがたい場合にはまずは支援員等の配置が家庭学習アドバイザーに優先されるものである。この点は、教育の機会均等という点からも十分な配慮や注意が必要である（教育のみではなく福祉の観点も含めた家庭学習アドバイザーであれば問題は少ないと思われる）。

また、放課後特別の指導を受けた児童・生徒等の知識の定着度の高まりがあ

ったかどうかについては個別に診断し、家庭学習アドバイザーと学校が情報を共有することでその効果が検証されると考える。家庭学習アドバイザーとS S WやS Cの関わりも今後の検討課題としたい。

## 2 2) 北区いじめ防止条例の周知・徹底

他地区の学校と同様に北区の学校においてもいじめの根絶ができていないことから、北区いじめ防止条例の周知・徹底の効果が如実に表れていないことを評価し、総合評価がBとなっているかと思われる。しかし、何を基準や対象に評価をするかについては今一度所管の部課は考えるべきであろう。安易にA評価を求めることは問題であるが、この場合の評価をどのように考えるかがこの取り組みについての効果を高めるものと思われる。

## 3 7) 特別支援教室の推進

障害による学習上や生活上の困難を改善・克服するためのこれまでの通級指導から児童や保護者の立場に重きを置いて考案された巡回指導に移行したここ数年の取り組みには敬意を表したい。課題に示されているように校内の特別支援に関する委員会のコーディネーターと区の特別支援委員会の連携強化は必要である。そのためには、担当課と巡回指導の中心的な指導教員及び教育管理職などによる定期的な会合を教育委員会事務局は設定することも視野に入れておきたい。また、巡回指導を行う教員の専門性の確保は現在の免許制度や、任用、教員の異動要綱等が複雑にからみ一朝一夕に解決できる問題ではない。しかし、北区の教育研究会における障害児教育の充実と学校教育法第74条による特別支援学校による助言又は支援の制度を大いに活用して、その指導の充実を図りたい。

## 5 8) 英語が使える北区人事業

英検の志願者数が学校によって偏りがあったことが、総合評価Bの根拠であると思われる。本区の重要な施策の一つである「英語が使える北区人事業」を勘案すると志願率が53.5%であることは、志願率だけを考慮して評価すればCであろう。

また、志願率に学校間の差があると言うことは、公立学校として生徒の教育の機会均等からも課題がある。早急に志願率のみならず、受験率の低い学校にはその向上のための方策を学校に考えさせるとともに、高い学校の取り組みを教育委員会事務局は周知させる必要がある。受験率を高めることが、教育委員会事務局が「英語が使える北区人事業」に真摯に取り組んでいることのエビデンスであると考えたい。

## II 教育環境の向上

### 6 7) 学校の改築

公共施設の複合化・集約化の中に児童生徒と高齢者の交流の場を想定した施



設のあり方も考えられる。特に高齢化の進んだ本区においては元気な高齢者が学校に常駐できる場を確保することで、学校教育に寄与できる機会を増やすことができると考えられる。

また、今後は今までの夏期休業中をもっと多く授業日に変更することも視野に入れた施設づくりも考えられる。また、公共施設の有効活用という点からも年間を通して学校施設の社会教育への活用や利用できるような整備も考えられる。

#### 7 2) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

S CやS S Wの職務内容が学校教育法施行規則に規定されたことを受けて、その職務状況を具体的に把握する必要がある。その職務内容については文部科学省から示されているS CやS S Wの職務内容例を参考としながら教員の週案簿に準じたものを作成・提出させ、そこから教育管理職は児童や保護者等の状況を把握し、必要に応じてS S WやS Cを含めた校内のケース会議を実施し、様々な生徒指導上の課題について迅速、的確に対応することが求められる。

これは、いじめや生徒指導上の課題が生じたときに学校や教育委員会はどのように対応したかを説明しなければならない場合が生じた場合のエビデンスとなるものである。

#### 7 6) I C Tを活用した教育の充実

I C T支援員を月2回程度各学校に配置したとあるが、それでI C T器機の活用が図られているのだろうか。最近では、一線を退いた方でI C T器機について堪能な人が増えていると聞く。この様な方にボランティアもしくはこれに近い形でお手伝いしていただく方法を考えておくことが今後、I C T器機を活用した授業が有効に機能すると考える。これは、リタイヤした有能な高齢者の生きがいにつながる施策でもある。

### III 家庭・地域の教育力向上の支援

#### 9 0) 家庭教育力向上プログラム

概要・実績の冒頭に、「子どもの基本的な生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つであると指摘されている。この状況を改善するために……」と示され、家庭教育の充実に努める取り組みには敬意を表したい。この取り組みは計画されたものを実施するだけでなく、受講された保護者やその子どもの達の変容をつかみ、評価に生かされてこそその実績と考えられる。そのためには、学校と情報を共有し、連携を図ることでその効果をつかめるものもあると考える。個人情報保護との関係もあり厳しい面もあるかもしれないが、受講したことで参加者の子どもの学校生活での変容や学習にどのような効果が生じたかを評価してこそ実績といえると考えられる。

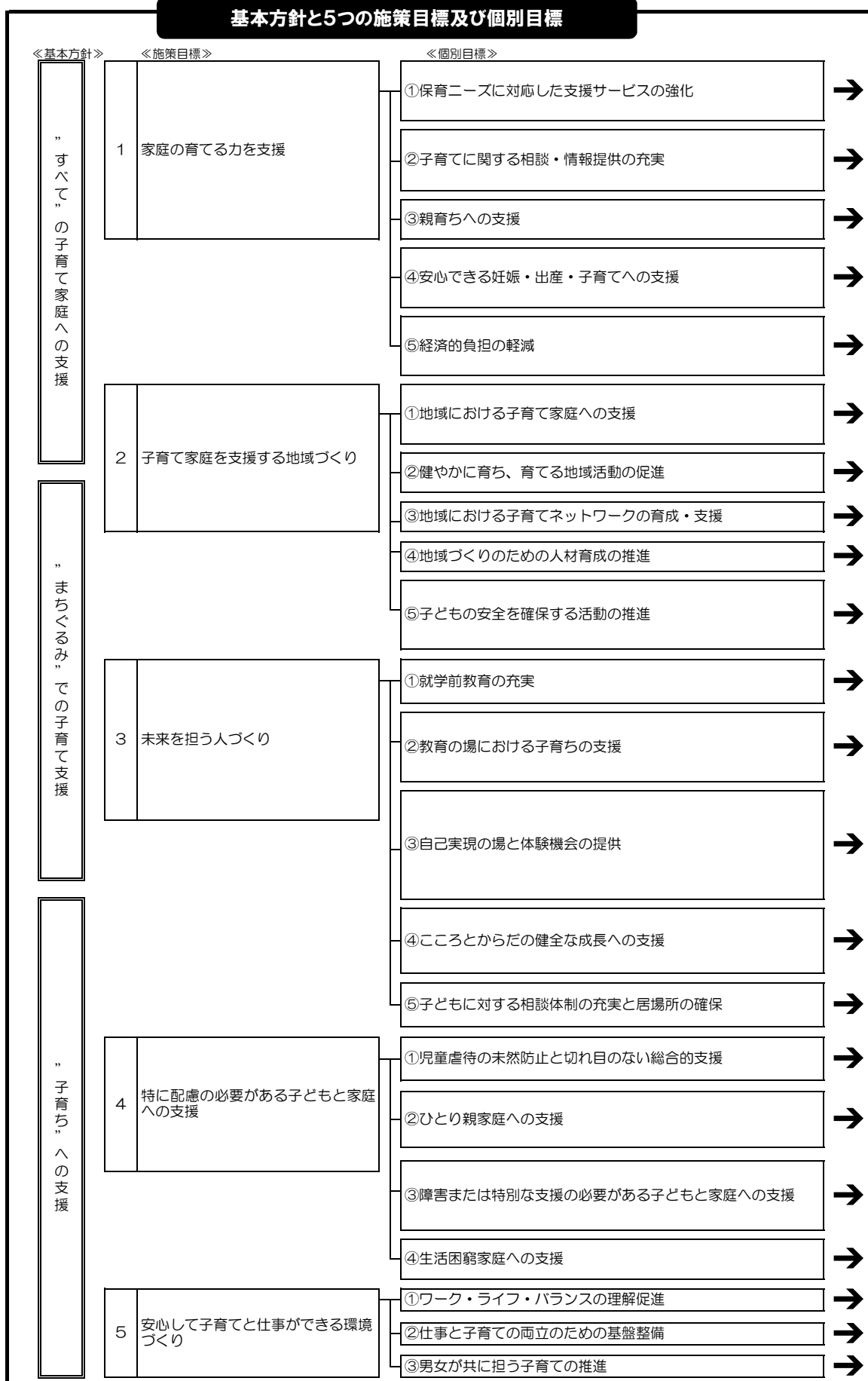


(白紙)

## 4 「北区子ども・子育て支援計画2015」

### (1) 施策展開

【基本理念】 子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち



【基本的な視点】 子どもの人権を尊重し「子どもの最善の利益」の実現を目指す

網掛けは評価対象事業

個別目標に基づく具体的な計画事業

＜計画事業＞

- 1) 保育所待機児童解消 2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ） 3) 私立幼稚園の預かり保育 4) 子どもショートステイ事業 5) 子どもトワイライトステイ事業 6) 認可保育園 7) 認証保育所 8) 家庭福祉員 9) 定期利用保育施設 10) 小規模保育所 11) 一時保育事業 12) 緊急保育事業 13) 延長保育事業 14) 休日保育事業 15) 年末保育事業 16) 夜間保育 17) 病児・病後児保育（施設型） 18) 病児・病後児保育（利用料金助成型） 19) 福祉サービス第三者評価の実施
- 1) 子育て相談事業 2) (仮称)子どもプラザの検討 3) 利用者支援事業 4) 子育てガイドブック、子育てマップの発行 5) 「きたくのようにえん」の発行 6) 「子どもたちの育つ姿 家庭版」の発行 7) 子育て福袋の配付 8) 子育て支援情報配信メール 9) 子育て応援サイトの充実 10) 保育園・幼稚園・児童館（子どもセンター）ホームページによる情報提供 11) 子ども家庭支援センター事業 12) 教育相談所の運営
- 1) ママパパ学級・パパになるための半日コース 2) リフレッシュタイム 3) 親育ちサポート事業 4) ママ応援プロジェクト 5) 新人お母さん・お父さんの保育見学 6) 家庭教育学級
- 1) 未熟児養育医療助成 2) 妊産婦健康診査 3) 里帰り出産等の妊婦健康診査費用の助成 4) 妊娠高血圧症候群等医療費助成 5) 妊婦科健康診査 6) 妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業 7) 産前産後セルフケア講座 8) マタニティクッキング 9) 特別育児相談事業（びよんびよんカンガルーの会、ツインズ・イン・北区） 10) 安心ママヘルパー事業 11) 相談カード(妊婦用)の配布
- 1) 児童手当の支給 2) 子ども医療費助成 3) 外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金 4) 私立幼稚園等入園祝金交付事業 5) 私立幼稚園等保護者負担軽減補助事業 6) 私立幼稚園等就園奨励費補助事業 7) 認証保育所等保育料補助事業 8) ファミリー世帯転居費用助成 9) 親元近居助成 10) 三世代住宅建設助成 11) 奨学資金の貸付 12) 就学援助
- 1) 子育てひろば事業 2) 児童館（子どもセンター）での乳幼児クラブ及びサークル活動 3) 子育てアドバイザー活動 4) みんなでお祝い輝きバースデー事業 5) 2歳児のための幼稚園入園準備・情報交換会 6) 赤ちゃん休けい室の整備 7) 子育てにっこりパスポート事業 8) 幼稚園・保育園における地域子育て支援活動 9) 保育園における地域交流活動事業 10) ファミリー・サポート・センター事業 11) 家庭教育力向上プログラム 12) 子育て情報支援室保育事業
- 1) 協働による地域づくりの推進 2) プレーパーク事業 3) 青少年地区委員会活動 4) 地域環境づくり推進活動 5) 地域育て合い事業 6) 昔遊びや伝統的な文化の継承活動 7) 高齢者参画による世代間交流 8) 学校支援ボランティア活動推進事業 9) 道徳授業地区公開講座の実施 10) 図書館における協働の推進
- 1) 児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）ネットワーク事業 2) 青少年地区協議会の開催
- 1) 青少年地区委員会委員研修 2) 子育てアドバイザー研修 3) 児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）等専門研修 4) PTA支援事業
- 1) 子ども見守りネットワークの構築 2) 安全・安心情報配信メール 3) 『子ども安全手帳』の配付 4) 小学生への防犯ブザー配付 5) 子ども防犯教室 6) 不審者対応訓練 7) 乳幼児の事故予防の意識啓発 8) 地域ふれあいパトロール事業 9) 環境浄化運動 10) 青少年の非行及び事故防止のための各関係機関の協働 11) 非常通報装置「学校110番」の整備・維持管理 12) 安心安全な給食の実施 13) 給食における食物アレルギー対応 14) 交通安全教室の開催 15) ランドセルカバーの着用 16) 自転車安全運転免許証制度の推進 17) セーフティ教室等の開催 18) 防犯カメラの設置 19) 子ども安全対策協議会 20) こども110番 21) 通学路の交通安全対策
- 1) 私立幼稚園協会への補助 2) 幼稚園の教育活動の充実 3) 保育園職員等専門研修 4) きらさら0年生応援プロジェクト 5) 区立認定こども園の開設 6) こども図書館の整備・運営 7) 読み聞かせや読書活動の支援の実施 8) ブックスター 9) ブックスターフォローアップ 10) 3歳児絵本プレゼント
- 1) 大学機能との連携の推進 2) リサイクルの啓発 3) 北区学校ファミリー構想の推進 4) 北区小中一貫教育の推進 5) (仮称)教育総合センターの設置 6) 理科大好きプロジェクト 7) 学校の改築 8) 学校のリフレッシュ改修 9) トイレの様式化 10) 図工室等特別教室の空調機導入 11) エコスクール整備事業 12) イングリッシュサマーキャンプ事業 13) 新聞大好きプロジェクト 14) ALTの配置 15) 学力パワーアップ事業 16) 中学校スクラム・サポート事業 17) 夢サポート教室 18) 学力フォローアップ教室 19) 総合的な学習活動の推進 20) 道徳副読本の配付 21) 魅力ある学校図書館づくり事業 22) 情報教育に関する研修会の実施
- 1) 中学生モニター・高校生モニター 2) 小学生との区政を話し合う会 3) 中学生防災学校 4) 地域防災リーダー育成・中学生編 5) 親子ふるさと体験事業 6) 都会っ子ふれあい農業体験事業 7) 子ども文化教室 8) 児童ダンス☆演劇教室 9) スクールコンサート 10) 輝く☆未来の星コンサート 11) 伝統工芸保存事業 12) 夏休み親子実験教室 13) 親子消費者講座 14) エコエコツアー（親子施設見学会） 15) こどもエコクラブ 16) 子ども環境講座 17) 環境学習 18) 子どもかがやき顕彰 19) 青少年の発表の場の提供 20) 乳幼児と小・中・高校生との交流事業 21) 保育園と小・中・高校生との交流事業 22) 文化・スポーツ等優良児童生徒の表彰 23) キャリア教育の実施 24) 文化センター子どもひろば 25) 文化センター子ども講座 26) トップアスリート直伝教室 27) 北区ふるさと農家体験館事業 28) 来て、見て、さわって！昔の道具 29) 夏休みわくわくミュージアム
- 1) 小学生の「人権の花」栽培活動 2) 小学生の「人権メッセージ」 3) 中学生の「人権作文」 4) 乳幼児健康診査 5) 定期予防接種 6) 乳幼児歯科保健相談 7) 保育園・幼稚園における歯科健康診査 8) 小児救急医療体制の整備 9) 学校保健への情報提供 10) 北区楽しい食の推進員による食育講座 11) 離乳食講習会 12) 幼児食講習会 13) 食育体験教室 14) 親子クッキング教室 15) 心の教育推進委員会の運営 16) 教育の場における人権教育の取り組み
- 1) 児童館(子どもセンター)での小学生対応事業 2) ティーンズセンターの設置 3) 放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の推進 4) 専門相談事業(子ども家庭支援センター弁護士相談) 5) 相談カード(子ども向け)の配付 6) スクールカウンセラーの配置 7) スクールソーシャルワーカーの配置
- 1) オレンジリボンキャンペーン事業 2) 養育支援訪問事業 3) 要保護児童対策地域協議会の運営 4) 見守りサポート事業 5) 相談対応力強化事業 6) 養育支援家庭のための産前・産後育児サポート講座 7) ペアレントトレーニング事業
- 1) ひとり親休養ホーム事業 2) ひとり親家庭の親の就業促進 3) ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取り組みに関する情報の提供 4) 母子生活支援施設 5) 東京都母子(父子)福祉資金貸付 6) 母子福祉応急小口資金貸付 7) ひとり親家庭医療費助成 8) 児童扶養手当の支給 9) 児童育成手当の支給 10) 福祉サービス第三者評価の実施
- 1) 自立支援医療(育成医療) 2) 小児慢性疾患医療費助成 3) 小児精神障害者入院医療費助成 4) 中等度難聴児発達支援事業 5) 気管支ぜんそく児等への公害健康被害予防事業 6) 障害児福祉手当 7) 障害児通所支援事業(児童発達支援) 8) 障害児通所支援事業(放課後等デイサービス) 9) 相談支援事業(障害児相談支援) 10) 特別児童扶養手当の支給 11) 子ども発達支援センターさくらんぼ園 12) 巡回指導員の派遣 13) 特別支援児保育 14) 幼稚園の特別支援児受け入れ 15) 肢体不自由児等への介助員の派遣 16) 特別支援学級交流教育推進事業 17) 特別支援教室の推進 18) 就学支援シートの作成・活用 19) 副読制度の推進
- 1) 自立支援プログラム(高校進学支援プログラム) 2) 中学校を卒業する被保護世帯の子どもに対する自立援助助金の支給 3) 修学旅行支度金の支給 4) 生活困窮者自立支援事業
- 1) ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供
- 1) ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進事業 2) アドバイザー派遣制度の推進事業
- 1) パパ参上 2) 男性の子育て・家事協働支援 3) イクメン講座・イクしいイクほお講座 4) 父親への支援事業

## (2) 点検及び評価シート

I 家庭の育てる力を支援	評価	掲載頁
保育所待機児童解消	A	50
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	A	51
病児・病後児保育の実施（施設型・利用料金助成型）	A	52
私立幼稚園等保護者負担軽減補助事業	B	53
私立幼稚園等就園奨励費補助事業	B	54
<b>II 子育て家庭を支援する地域づくり</b>		
ファミリー・サポート・センター事業	A	56
<b>III 未来を担う人づくり</b>		
保育園職員等専門研修	A	58
放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進	A	59
<b>IV 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援</b>		
オレンジリボンキャンペーン事業	A	62
<b>V 安心して子育てと仕事ができる環境づくり</b>		
ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	A	64
ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援 （ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進事業）	C	65
全世代で担う子育ての推進 （イクメン講座・イクじいイクばあ講座、ママ応援プロジェクト）	A	66

## I 家庭の育てる力を支援

楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、多様な保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、子育てを学ぶ場の提供、経済的負担の軽減策などを推進していきます。

また、安心して妊娠・出産に臨めるよう、費用面の助成や適切な情報の提供、訪問指導など、子どもの発育・発達への支援に取り組みます。

### 〔個別目標〕

- 1 「保育ニーズに対応した支援サービスの強化」
- 2 「子育てに関する相談・情報提供の充実」
- 3 「親育ちへの支援」
- 4 「安心できる妊娠・出産・子育てへの支援」
- 5 「経済的負担の軽減」

施策目標	1 家庭の育てる力の支援
個別目標	1 保育ニーズに対応した支援サービスの強化
取組事業	<b>保育所待機児童解消</b>

子ども未来部 子育て施策担当課

<概要・実績（平成28年度）>

待機児童の解消を図るため、あらゆる手法を検討しながら施設整備を推進する。特に、平成28年度については、待機児童数の大幅な増加を受け、緊急対策を策定し、重点的な取組を実施した。

■実績 定員898名増

新規開設：18園（認可保育所6園、分園2園、小規模保育事業所8園、事業所内保育事業所2園）

定員拡充：12園

<評価の視点>

①成果

待機児童数について、平成29年4月期82名と前年比150名減となった。

②有効性

待機児童解消を図ることで、安心して子どもを産み育てる環境を整えることができる。

③効率性

国や東京都の補助金等を最大限活用しながら、事業の実施を図った。

<今後の課題・方向性>

平成29年4月には、82名の待機児童が発生し、今後も保育需要の増加が見込まれることから、平成29年度中に159名、平成30年度中に619名の受け入れ数増を進めることに加え、今年度、待機児童数が多く生じた滝野川西地区などを中心に約300名の整備を目指す。また、整備については、民間施設の誘致を基本としながらも、あらゆる方策を検討し、地域の保育需要及び既存民間施設との立地に配慮しながら進めていく。

総合評価

**A**

施策目標 1 家庭の育てる力の支援  
 個別目標 1 保育ニーズに対応した支援サービスの強化  
 取組事業 **放課後児童健全育成事業（学童クラブ）**

子ども未来部 子ども未来課

<概要・実績（平成28年度）>

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等のために留守になる、小学校に就学している児童を対象に、遊びと生活の場を提供し健全な育成を図ることを目的に設置している。

平成28年度は全クラブ合わせて定員2,515名で運営するとともに、平成29年度に向けて110名の定員拡大を行った。



<評価の視点>

① 成 果

【平成29年度に向けての定員拡大数内訳】

風の子クラブの定員拡大（+30名）、神谷育成室の定員拡大（+10名）、滝野川もみじ小別棟の3学童クラブ新設（+30名）、西ヶ原小内学童クラブの新設（+40名）

② 有 効 性

放課後帰宅しても保護者が就労等のため留守になる家庭の小学校1～3年生の児童の安全を図るとともに、異年齢集団の良さを生かした健全な遊び、基本的な生活習慣を身につけることができる。

③ 効 率 性

学童クラブを児童館から小学校内へ移設することで、放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の効率的かつ効果的な運営を推進している。

<今後の課題・方向性>

学童クラブの定員拡大を図り、待機児童の解消に努めているが、小学校ごとに利用できる学童クラブ利用者数に偏在が生じていることなどにより、待機児童が発生している。また、児童、学級数の増加によって、学童クラブとして利用できる余裕教室の確保が困難である。

待機児童の解消を図ることを最優先に、放課後子ども総合プランの導入を見据えながら、学校内を基本に学童クラブの設置を進めていく。

総合評価

A

施策目標	1 家庭の育てる力の支援
個別目標	1 保育ニーズに対応した支援サービスの強化
取組事業	<b>病児・病後児保育の実施（施設型・利用料金助成型）</b>

子ども未来部 保育課

<概要・実績（平成28年度）>

【施設型】

保育所等に通所している児童が、病後児となり集団保育が困難な時期に保育を実施している。

【利用料金助成型】

ベビーシッター事業者が実施する居宅訪問等の病児・病後児保育サービスを利用した際の利用料金の一部助成を実施している。

※病児とは、当面症状の急変が認められない症状の児童

病後児とは、病気の回復期（病気の発症時及び感染期を過ぎた段階）にある児童

<評価の視点>

①成 果

【施設型】

キッズタウン東十条病後児保育室で児童延べ260名を保育した。

【利用料金助成型】

延べ89名の利用者に対して助成を行った。

②有 効 性

保護者の経済的な負担の軽減を図り、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童福祉の充実を図る。

③効 率 性

国、都の補助金を最大限活用しながら、事業が実施されるよう推進している。

<今後の課題・方向性>

施設型の病児保育に対応できていなかったため、平成29年7月より東京北医療センター病児病後児保育室にて病児保育を開始する。

総合評価

**A**



施策目標 1 家庭の育てる力を支援

個別目標 5 経済的負担の軽減

取組事業 **私立幼稚園等保護者負担軽減補助事業**

子ども未来部 子育て施策担当課

<概要・実績（平成28年度）>

私立幼稚園等に子どもを通園させている保護者に対し、家族構成、所得合計に応じた、子ども1人につき月額8,000円から14,200円を補助する。（東京都の補助額に北区が8,000円の上乗せ）

平成28年度は、東京都の補助額の改定を受け、低所得世帯のひとり親世帯等に対する補助額を増額とした。

平成28年度実績：31,461人（延べ）

<評価の視点>

①成果

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。子育て世帯の経済的負担を軽減することで、北区民である就学前の児童が、幼児教育を受ける選択の可能性を広げられている。

②有効性

保護者負担の軽減を図ることで、安心して子どもを産み育てる環境を整えることができる。

③効率性

東京都の補助を活用した制度であり、また、保護者からの申請書の受理等にあたっては、主に幼稚園を経由させることで、事務処理の効率化を図っている。

<今後の課題・方向性>

東京都の動向をとらえ、保護者負担の軽減に取り組んでいく。

総合評価

**B**

施策目標 1 家庭の育てる力を支援  
個別目標 5 経済的負担の軽減  
取組事業 私立幼稚園等就園奨励費補助事業

子ども未来部 子育て施策担当課

<概要・実績（平成28年度）>

私立幼稚園等に子どもを通園させている一定所得までの保護者に対し、家族構成、所得合計に応じて、子ども一人につき最大年額308,000円を補助する。

平成28年度は、国が進める幼児教育無償化の段階的取組により、低所得世帯で、多子計算に係る年齢制限を撤廃、ひとり親世帯等の保護者負担軽減を実施した。

平成28年度補助実績：1,833人

<評価の視点>

①成果

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。子育て世帯の経済的負担を軽減することで、北区民である就学前の児童が、幼児教育を受ける選択の可能性を広げられている。

②有効性

保護者負担の軽減を図ることで、安心して子どもを産み育てる環境を整えることができる。

③効率性

国の補助を活用した制度であり、また、保護者からの申請書の受理等に当たっては、主に幼稚園を経由させることで、事務処理の効率化を図っている。

<今後の課題・方向性>

今後も、国の幼児教育無償化の段階的取組を基に、引き続き保護者負担の軽減に取り組んでいく。

総合評価

B

## Ⅱ 子育て家庭を支援する地域づくり

子育てがしやすい環境づくりを目指し、地域ぐるみによる子どもの見守り、子育ての支援活動を促進します。

親の不安や孤独感の解消に向けて、親同士の仲間づくりの場の提供や、支援を必要とする人とそれを支える団体やボランティアが共に子育てを楽しめる体制を整備するため、地域活動への支援や人材の育成事業を推進します。

### 〔個別目標〕

- 1 「地域における子育て家庭への支援」
- 2 「健やかに育ち、育てる地域活動の促進」
- 3 「地域における子育てネットワークの育成・支援」
- 4 「地域づくりのための人材育成の推進」
- 5 「子どもの安全を確保する活動の推進」

施策目標 2 子育て家庭を支援する地域づくり  
個別目標 1 地域における子育て家庭への支援

取組事業 **ファミリー・サポート・センター事業**

子ども未来部 子ども家庭支援センター

<概要・実績（平成28年度）>

子育てと仕事の両立支援及び在宅で子育てをしている家庭への支援を目的に、子育て経験者など育児のサポートができる区民を募り、保育園等への送迎や一時的な保育など多様な保育ニーズに対応するとともに、地域住民の協力、連携のもとに、地域での子育て支援づくりを推進する。

【平成29年3月31日現在】

サポート(提供)会員 658人  
ファミリー会員 3,549人  
双方会員 31人



<評価の視点>

①成 果

子育てと仕事の両立支援及び在宅で子育てをしている家庭について、保育園等への送迎や一時的な保育などの支援を実施した。  
(年間活動実数 8, 112回)

②有 効 性

地域住民の協力・連携により、子育てを地域で相互援助する仕組みとなっており、子育てと仕事の両立支援及び在宅で子育てをしている家庭への支援について、有効な取り組みとなっている。

③効 率 性

ファミリー会員とサポート会員の仲介を区が行うことで、ファミリー会員のニーズとサポート会員のサービスを効率的にマッチングさせている。

<今後の課題・方向性>

ファミリー会員の増加により、サポート会員の増加が求められている。特に、若年層のサポート会員数は登録が少ない。平成29年度は若年層のサポート会員の増加を目指し、東京家政大学との連携により、サポート会員登録説明会を実施する。

総合評価

A

### Ⅲ 未来を担う人づくり

次世代を担う子どもたちが、未来に向かって明るく伸び伸びと育っていけるよう、様々な体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の充実を図ります。

また、子どもの人権を尊重し、その権利擁護について広く区民に周知、啓発を行うとともに、子どものこころとからだの健全な成長のための支援体制をより一層充実させます。

#### 〔個別目標〕

- 1 「就学前教育の充実」
- 2 「教育の場における子育ての支援」
- 3 「自己実現の場と体験機会の提供」
- 4 「こころとからだの健全な成長への支援」
- 5 「子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保」

施策目標 3 未来を担う人づくり

個別目標 1 就学前教育の充実

取組事業 **保育園職員等専門研修**

子ども未来部 保育課

<概要・実績（平成28年度）>

各職員の経験年数等に見合った研修に参加し、職員の資質向上を図るとともに保育の質及び専門性の向上につなげている。

【保育課主催の職員を対象とした研修】

園長会研修、主任会研修、園内研修・公開保育、歳児別学習会、特別支援児研修、公民保育施設合同研修、非常勤職員研修等

【平成28年度対象職員】

園長27名、主任33名、一般保育士452名、非常勤79名

公民保育施設合同研修と特別支援児研修においては、指定管理者や私立保育園等にも参加を呼びかけ、公民合同研修を実施し、総合的に北区の保育の資質向上を図っている。



<評価の視点>

①成果

各研修を通じて、子どもの生活を援助する知識、技術の習得、保育環境を構成する技術、遊びを豊かに展開する技術、子どもを適切に援助し関係構築する技術等が高められた。

②有効性

職員に求められる専門性と人間性を高め、共に学び合うことで、保育園の活性化、保育改善につながる。

③効率性

きらきら0年生応援プロジェクト事業の就学前教育アドバイザーと連携し、事業実施に協力している。

職員課が主催する類似の専門研修（子どもの発達障害、児童虐待等）計画もふまえ、効率的に研修を計画実施している。

<今後の課題・方向性>

研修成果を園内で共有し、更に有効活用していくためには、各保育園内主任の役割が重要となる。

このため、研修のあり方の企画検討にあたっては、今後、保育園主任会との連携のあり方を検討していくこととした。

総合評価

**A**

施策目標	3 未来を担う人づくり
個別目標	5 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保
取組事業	<b>放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進</b>

子ども未来部 子ども未来課

<概要・実績（平成28年度）>

「放課後子ども教室」「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」等の機能を併せ持つ総合的な放課後対策事業として、小学校を会場に実施する。平成28年度は19校で実施するとともに、平成29年度に開設する新規5校の諸準備を進めた。



<評価の視点>

①成 果

平成28年度 19校（直営6校、委託13校）  
 平成29年度 新規5校  
 （直営2校：西が丘小、西ヶ原小）  
 （委託3校：王二小、十条台小、滝三小）

②有 効 性

運営をボランティア等を活用した地域住民が行うことにより、地域交流の取り組みや地域の教育力の向上を推進する。なお、地域による運営が困難な場合は、専門事業者に委託し、地域の方を特別活動講師として活用するなど地域との連携を確保している。

③効 率 性

効率的かつ効果的な運営を行うため、同一の小学校内で学童クラブと放課後子ども教室を行う一体型を中心とした放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の計画的な整備を推進している。

<今後の課題・方向性>

児童数の増加や教室不足により、今後の実施校ではハード面の整備が困難である。直営校では、地域スタッフの継続的な確保が課題となっている。  
 今後も課題を抽出・検証し、小学校全校実施に向けて拡充・推進していくこととする。

総合評価

**A**

(白紙)



## IV 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

子どもの生命の安全を図り、家庭で安心して生活するために虐待の未然防止、早期発見・早期対応するために、妊娠期からの相談・支援体制、養育支援を必要とする家庭への支援、育児不安が強い保護者への個別支援、子どもの相談窓口の充実などを図ります。

また、ひとり親家庭や生活に困窮している家庭、障害のある子どもなど、特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援を進めます。

### 〔個別目標〕

- 1 「児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援」
- 2 「ひとり親家庭への支援」
- 3 「障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援」
- 4 「生活困窮家庭への支援」

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援  
 個別目標 1 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援  
 取組事業 **オレンジリボンキャンペーン事業**

子ども未来部 子ども家庭支援センター

<概要・実績（平成28年度）>

児童虐待啓発活動として、下記団体の協力のもと毎年11月の児童虐待防止推進月間に児童虐待問題に対する関心と理解が得られるよう区民や関係機関に広く周知し、児童虐待未然防止に資するため、オレンジリボンキャンペーンを実施している。

【主な実施内容】

- ・各機関へ啓発ポスターの設置、オレンジリボンの着用協力依頼
- ・まちかどキャンペーン 2回

【平成28年度協力団体】

民生委員・児童委員、十条銀座商店街振興会、霜降銀座商店街、東京成徳大学



<評価の視点>

①成 果

子ども家庭支援センター単独ではなく、商店街や大学等、区内の関係団体との連携により、キャンペーンを実施した。

②有 効 性

キャンペーンの参加者から、児童虐待について関心と理解が高まったとの意見や感想が寄せられ、区民や関係機関への周知に有効な取り組みとなった。

③効 率 性

11月の児童虐待防止推進月間に集中的に事業展開することで、効率的な啓発活動となった。

<今後の課題・方向性>

平成29年度は、まちかどキャンペーンの実施地域の見直しや他大学との連携について、検討を行う。

総合評価

**A**

## V 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

安心して子育てと仕事ができるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解・促進に努めるとともに、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進します。

### 〔個別目標〕

- 1 「ワーク・ライフ・バランスの理解促進」
- 2 「仕事と子育ての両立のための基盤整備」
- 3 「男女が共に担う子育ての推進」

施策目標 5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

個別目標 1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進

取組事業 **ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供**

子ども未来部 男女いきいき推進課

<概要・実績（平成28年度）>

ワーク・ライフ・バランスに関する啓発及び情報提供等については次のとおり。

- ①ワーク・ライフ・バランス講演会「介護離職をしない、させないために」  
平成28年7月14日（木）午後3時～4時30分、スペースゆう多目的室AB、参加者数30名
- ②事業チラシを区内産業団体【王子法人会（会員情報誌に同封）、東京商工会議所北支部、北産業連合会】、城北信用金庫、瀧野川信用金庫に配布、周知依頼。また、区内公共施設に配布した。
- ③区ホームページ及び北区ニュースに掲出した。



<評価の視点>

①成 果

アンケート結果から、講演会の評価は全て「満足」以上であり、経営者の参加も2割程度あり、概ね成果があった。また、チラシの配布により、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度（以下「認定制度」という。）について、数件の問い合わせがあった。北区のホームページを見た事業者から、ワーク・ライフ・バランス推進認定企業の申請があり、情報配信の成果はあった。

②有 効 性

講演会は、身近な問題である「介護」をテーマにして、具体的な事例を含めた内容で実施したことで、ワーク・ライフ・バランスの理解促進に有効であった。チラシ、ホームページについても前述のとおり一定の反応があり、有効であった。

③効 率 性

講演会で具体的な取組を含めた説明を行いワーク・ライフ・バランスの理解促進を図り、経営者側には主にチラシ配布で認定制度の周知を図り、ホームページ等で全般にPRを行うなど、効率的な情報提供を行っている。

<今後の課題・方向性>

現状の手法を維持しながらも、企業側の理解を深めるために、講演会等の内容を企業が制度導入を行う際により役立つものにするとともに、産業団体及び当該事業の実施において、企業調査等に関わる社会保険労務士会に企業に対して認定制度のPR協力を更に進めていく。

総合評価

A

施策目標	5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり
個別目標	2 仕事と子育ての両立のための基盤整備
取組事業	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援

子ども未来部 男女いきいき推進課

<概要・実績（平成28年度）>

6月から8月末までを応募期間として、企業の申請受付を行った。最終的に、1社の応募があった。9月に社会保険労務士と現地調査、ヒヤリングを行い、WLBの取組状況等現状の確認を行った。そして、10月の認定審査会で調査結果の報告を行い、審査の結果ワーク・ライフ・バランス推進認定企業として評価がなされ、それに基づき認定を行った。



<評価の視点>

① 成 果

計画事業として、年度3社の認定目標が設定されており、目標を下回ったことから、成果としては不十分であった。

② 有 効 性

ワーク・ライフ・バランスを推進するために、制度推進の主体である企業への支援は不可欠であり、当該事業は有効である。

③ 効 率 性

認定企業へのPR支援、推進費用の支給等、ワーク・ライフ・バランス推進に当たって、効果的、効率的な支援事業である。

<今後の課題・方向性>

応募企業の掘り起しをどの様に行うかが課題であり、今後チラシの内容の精査、また、企業へのアプローチについて検討をする。

総合評価

C

施策目標 5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり  
個別目標 3 男女が共に担う子育ての推進  
取組事業 全世代で担う子育ての推進

子ども未来部 子ども未来課

<概要・実績（平成28年度）>

多世代が育児に関われる環境づくりを推進し、子育て支援の輪を広げていくため、イクメン応援プロジェクト、ママ応援プロジェクト及びイクじい・イクばあ講座を開催する。

【イクメン応援プロジェクト】父親を対象に育児参加への動機づけから育児に役立つ知識・技術の習得、参加者同士のネットワークづくりを支援するため、イクメン講演会、イクメン講座、まとめの会を開催した。

【ママ応援プロジェクト】母親を対象に子育てを楽しむための講座を開催した。

【イクじい・イクばあ講座】育児の強力な応援団となる祖父母世代を対象に、現在の育児に関する知識や技術の習得を支援するための講座を開催した。



<評価の視点>

①成果

【イクメン応援プロジェクト】

①イクメン講演会 55名参加 ②イクメン講座 延べ147名参加

③まとめの会 88名参加

【ママ応援プロジェクト】

①乳児コース 延べ139名参加 ②幼児コース 延べ80名参加

③幼児コースⅡ 延べ43名参加 ④乳幼児コース 延べ46名参加

【イクじい・イクばあ講座】

①講演会 20名参加 ②赤ちゃんのお世話コース 延べ28名参加

③わいわい遊ぼうコース 延べ27名参加

②有効性

子育て世帯の孤立感や負担感を和らげ、子どもを産み育てやすい環境づくりを醸成し、子育て・親育ちへの支援の充実につながる。

③効率性

類似事業を整理・統合し、生涯学習・学校地域連携課や男女いきいき推進課と連携して事業を実施している。

<今後の課題・方向性>

イクメン応援プロジェクトは、発足当初（平成23年）は「イクメン」という言葉に新鮮味があったが、現在は共働き世帯の増加などにより、母親だけでなく両親が育児をすることが当たり前となっている。プロジェクトの名称をはじめ、支援の方法について見直していく。

総合評価

A

### (3) 点検及び評価に関する学識経験者の意見

東京都北区教育委員会の点検及び評価に関する意見

國學院大學教授 神長 美津子

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び施行の状況の点検及び評価（平成28年度分）報告書（以下「報告書」と表記）を拝読した結果について述べることにします。

#### 1. 「1 教育委員会の活動状況」についての意見

北区教育委員会においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、適切に運営され職務が遂行されている。委員会は、平成28年度は定例会12回、臨時会11回、協議会24回開催され、議案76件、報告58件について審議等がなされた。

特に、平成28年4月1日には、スポーツに関する事務（学校における体育に関するものを除く）は、教育委員会から区長が管理及び執行する、また子育て施策に関する事務等は、教育委員会が区長から委任を受け、または補助執行する等の職務権限の変更がされた。このように、平成28年度は、新たな教育委員会の組織の中での運営であったが、順調に滞りなく遂行されている。

協議会では、学校教育全般の諸課題についての内容に加えて、待機児童解消、認定こども園の整備、貧困対策に関する支援計画、子育てしながら働く女性・世帯の輝き応援事業の実施等、子ども・子育てにかかわる事柄全般が取り上げられており、新たな組織の下で、乳児から幼児、小学生、中学生等の北区の子どもたちの発達や学びについて多岐にわたって検討がなされている。

#### 2. 「2 点検評価について」についての意見

平成28年度においては、「北区教育ビジョン」及び「北区子ども・子育て支援計画2015」における推進計画事業等のうち、教育委員会が取り組む主要な事業から評価対象を選定し、「成果」「有効性」「効率性」の視点から、点検及び評価をしている。教育目標を実現するための3つの視点、施設展開の5つの柱、さらに重点施策とその評価といった一貫した流れのもとで組織的・計画的に諸事業が取り組まれている。今回の評価の対象は特に新規事業及び重点施策30件とのこと。その中で特に気付いたことについて、以下に述べる。



### 3. 「4 北区子ども・子育て支援計画2015」についての意見

#### 保育所待機児童解消

これまでも北区においては、保育所待機児童解消に向けて真摯に取り組んできている。地域的な偏在の解消、民間施設の誘致を基本としながらもあらゆる方策を検討等、保育所に子どもを通わせたいと願う保護者にとっては、心強い取組である。今後も引き続き、ニーズに沿って量的拡大を図ることが求められるが、是非ともその保育所選定等に当たっては、保育の質の維持にも心掛けて戴き、安心して子どもを預けられる環境を整えていただきたい。

#### 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

女性の社会進出等が一層進むこれからの社会においては、今後、ますます需要が高まり、限られたスペースや財源の中で、学童クラブの拡充策をどう図るかは課題である。放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の導入を見据えることも必要であるが、同時に、学童クラブのプログラムや体制、子どもたちの自立に向けた取組、今後北区として放課後児童健全育成に向けてどのように取り組んでいくか等について、利用者（保護者）に伝えていくことも必要ではないか。待機児童が発生したり、放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）が導入されたりする中で、今後どうなるのか等について、不安等を抱いている利用者もいるのではないかと思われる。

#### 私立幼稚園等保護者負担軽減補助事業

平成28年度は、特に低所得世帯の一人親世帯に対する補助額を増額したことは、幼児教育を受ける選択の可能性を広げることにつながる。今後も引き続き、私立幼稚園に通う子どもの保護者負担の軽減に努めていただきたい。

#### 私立幼稚園等就園奨励費補助事業

幼児期の子どもをもつ若い保護者にとっては、私立幼稚園の保育料負担は大きいと思われる。特に子どもが幼稚園に通う家庭は専業主婦層が多いので、所得に応じた就園奨励費補助は不可欠であると考え。現在、幼児教育についての社会的関心が高まり、どの子どもも安心して幼児教育を受けることができるようになるためには無償化にすべきという意見もある。こうした状況を踏まえ、今後も引き続き私立幼稚園に通う子どもの保護者負担の軽減に努めていただきたい。

#### ファミリー・サポート・センター事業

地域住民との連携・協力によるファミリー・サポート・センター事業は、多様な保育ニーズに対応するとともに、地域の子育て力の活性化につながる事業として有効な取組であると考え。若いサポート会員の勧誘は、将来の親となる、あるいは保育者となる人材を育てる意味でも有効であると考え。ただし、現在の大学生は、すでに少子化の中で育ってきた世代なので、小さい子どもと接する機会は少なく、中には、子どもが何かを要求したときどう



対応したらよいか分からないという者もいる。東京家政大学との連携ということで、保育者を目指す学生も多いと思われるので、サポート会員としては安心である。しかし、サポート会員としての心得や困った時の対応等について、必要な指導をしていただきたい。

#### 保育園職員等専門研修

ここ数年、保育園職員研修の機会が増えるとともに、内容の充実が図られている。これらの園外研修の成果を保育の質につなげていくためには、園内研修の充実は欠かせない。そのためには、園内研修のコーディネーターとなる人材を育てるなどの園組織の見直しを図っていく必要がある。この意味で、＜今後の課題・方向性＞では、各保育園の主任の役割をあげているが、園の職員構成によっては、必ずしも主任がその役を担うというわけではない。中堅保育士が、園内研修コーディネーター役を順に果たし、主任がサポートするというケースも人材を育てる上では必要である。園長等の研修でも取り上げ、園全体で研修に対する保育園職員の意識改革を図ることも大切である。

#### 放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進

今後、ますます需要が高まるとともに、質の確保が求められる事業である。小学校全校実施に向けて拡充・推進を図って戴きたい。その際、1年生になる保護者や低学年の保護者等にとっては、プログラムや体制が気になるころである、さらに中学年等になると子どもの成長とともに不安の内容も異なってくると思われる。家庭との連携や地域との連携も深めながら、事業内容の充実を図っていただきたい。

#### ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援

なかなか計画事業に協力する会社がない中で、平成28年度に1社を認定し、毎年度継続して認定することができたことはひとつの成果である。仕事と子育ての両立のためには、企業の協力は不可欠であり、国全体の働き方改革が進む中で、こうした企業が少しでも増えることを期待したい。本事業に関して、行政ができることは限られているが、引き続き、応募企業を増やす施策に取り組むとともに、協力企業の仕事と子育ての両立支援の取組をPRする機会をつくりながら、区民にこれからの社会を考える場を提供し意識の啓発をしていくことも行政の役割として必要なことではないかと考える。

#### 全世代で担う子育て推進

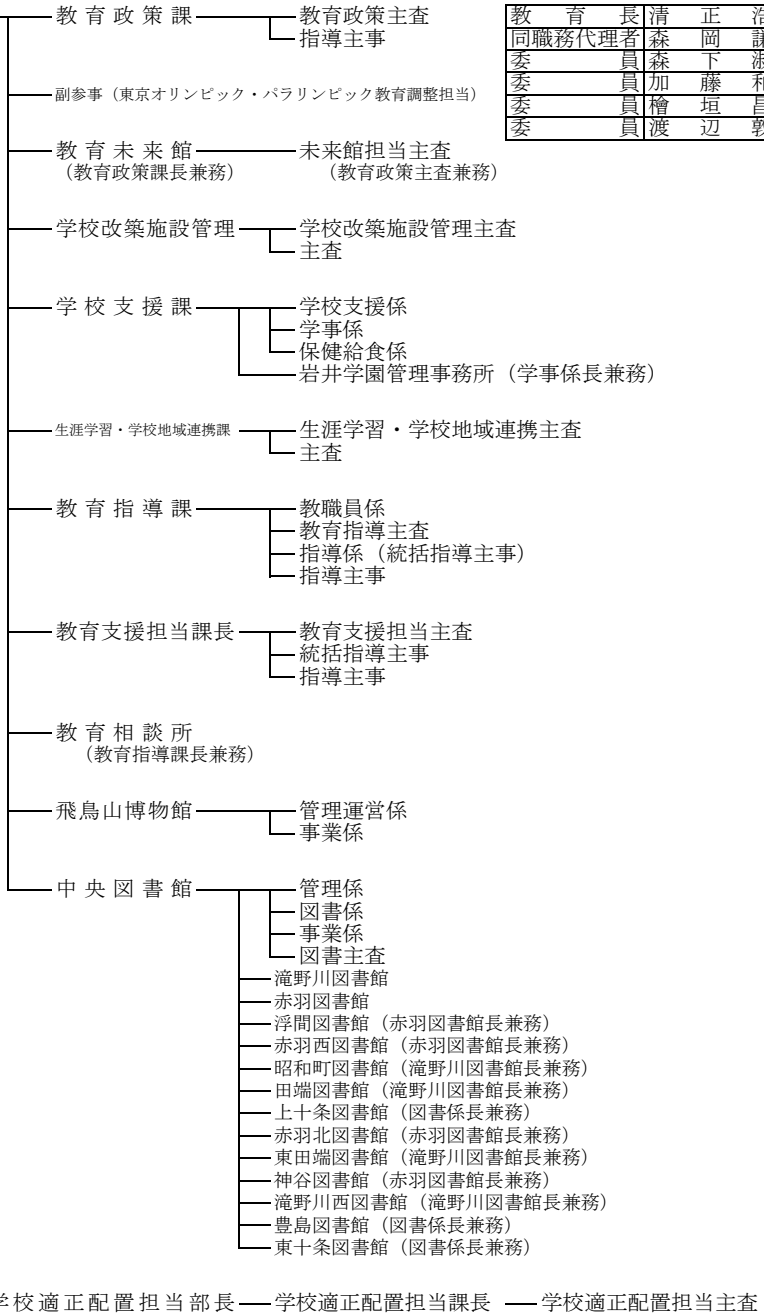
少子化や核家族化等、子どもや子育てを巡る環境の変化を踏まえると、今後、子育てにやさしい社会をつくることへの意識改革を、全世代にわたって行うことは大切である。ただし、＜今後の課題・方向性＞にもあるように、それぞれの世代が子育てにどう関わるか、そのために行政は何ができるのか等の支援の方法は、これまでの様々な取組を基に分析考察する必要はある。今後、他の事業との関連を図りつつ、さらなる事業展開に期待したい。

(資料1) 平成28年度教育委員会事務局組織図

平成29年3月31日現在

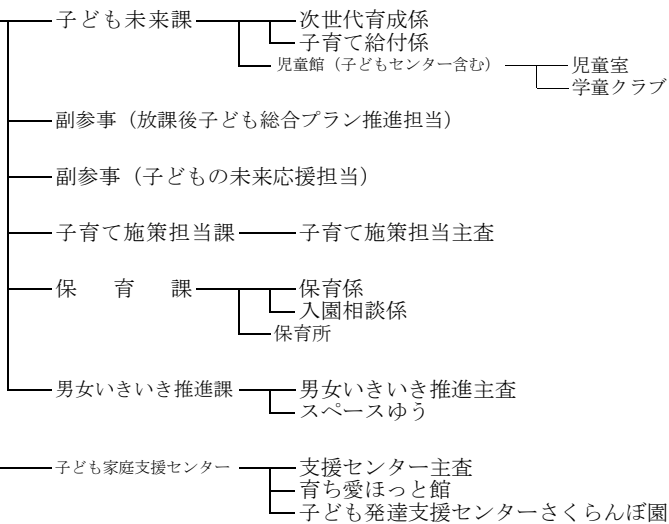
教 育 長

— 教 育 振 興 部 —



教 育 長	清 正 浩 靖
同職務代理者	森 岡 謙 二
委 員	森 下 淑 子
委 員	加 藤 和 宣
委 員	檜 垣 昌 子
委 員	渡 辺 敦 子

— 子 ども 未 来 部 —



## (資料2)

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

28北教教政第1210号

平成28年5月13日教育長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、北区教育委員会がその権限に属する事務の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- 二 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

### (点検及び評価の実施)

第3条 点検及び評価は、「北区教育ビジョン2015」に掲載された「推進計画」等、教育委員会が取り組む主要な事務事業の中から部課長会において対象事業を選定して実施する。

- 2 点検及び評価は、前年度の前項に規定する事項について実施する。
- 3 点検及び評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 4 点検及び評価結果は、議会へ報告し、区民へ公表するものとする。

### (委任)

第4条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

### 付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

東京都北区教育委員会の権限に属する  
事務の管理及び執行の状況の点検及び  
評価(平成28年度分)報告書

刊行物登録番号  
29-1-063

平成29年11月発行

発行 東京都北区教育委員会事務局  
教育振興部教育政策課  
東京都北区滝野川二丁目52番10号  
電話03-3908-9279(ダイヤル)